
福生市障害者計画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画

— 令和3年度 ～ 令和5年度 —

【中間答申案】

令和2年11月

はじめに

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5
第2章 障害のある人をめぐる現状と課題.....	7
1 手帳登録者数等	9
2 障害福祉サービスの利用状況（第5期計画期間）.....	15
3 令和2年度の成果目標の達成状況	28
4 障害者生活実態調査結果	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	47
1 計画の基本理念	49
2 計画の基本目標	50
3 計画の基本視点	51
4 計画の展開	52
第4章 基本計画.....	55
1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり.....	57
(1) 相談体制・情報提供の充実.....	57
(2) 権利擁護体制の確立.....	59
(3) 障害福祉サービスの充実.....	61
(4) 意思疎通支援の充実.....	63
(5) 経済的支援の実施.....	64
(6) 地域の安全と災害時を想定した対応.....	65
2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり（福生市障害児福祉計画）.....	67
(1) 障害の早期発見と障害児の療育支援.....	67
(2) 切れ目のない障害児サービスの充実.....	69
(3) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進.....	70
3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり.....	71
(1) 障害の理解と合理的配慮の推進.....	71
(2) 社会参加の促進.....	72
(3) 外出支援施策の推進.....	73
(4) 就労の支援・促進.....	75

4 障害のある人の地域生活の基盤づくり	76
(1) 日中活動の場の確保	76
(2) 居住の場の確保	77
(3) 保健・医療サービスの充実	78
(4) 地域移行・地域定着の支援と促進	79
第5章 令和5年度の将来像	81
1 障害者数の推計	83
2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（国の指針）のポイント	84
3 成果目標	85
第6章 障害福祉サービスの提供見込み	87
1 障害福祉サービス・相談支援の提供見込み	89
2 地域生活支援事業の提供見込み	102
3 提供見込み量一覧	108
第7章 計画の推進	113
1 計画推進の体制	115
2 計画の進行管理	115
第8章 附属資料	117
1 用語解説	119
2 福生市地域福祉推進委員会条例	126
3 福生市地域福祉推進委員会委員名簿	128
4 計画策定までの経過	129
5 諮問書及び答申書（写し）	130

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害者の高齢化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

また、障害者基本法の理念に則り、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者も健常者も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国は、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害者が望む地域生活の支援の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。この児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定すると定められました。

平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年 4 月に障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されました。

平成 30 年 4 月には「改正社会福祉法」が施行され、地域共生社会を実現するため、包括的な支援体制の整備を図ることとし、障害分野においても、地域の課題を包括的に受け止めることが求められています。

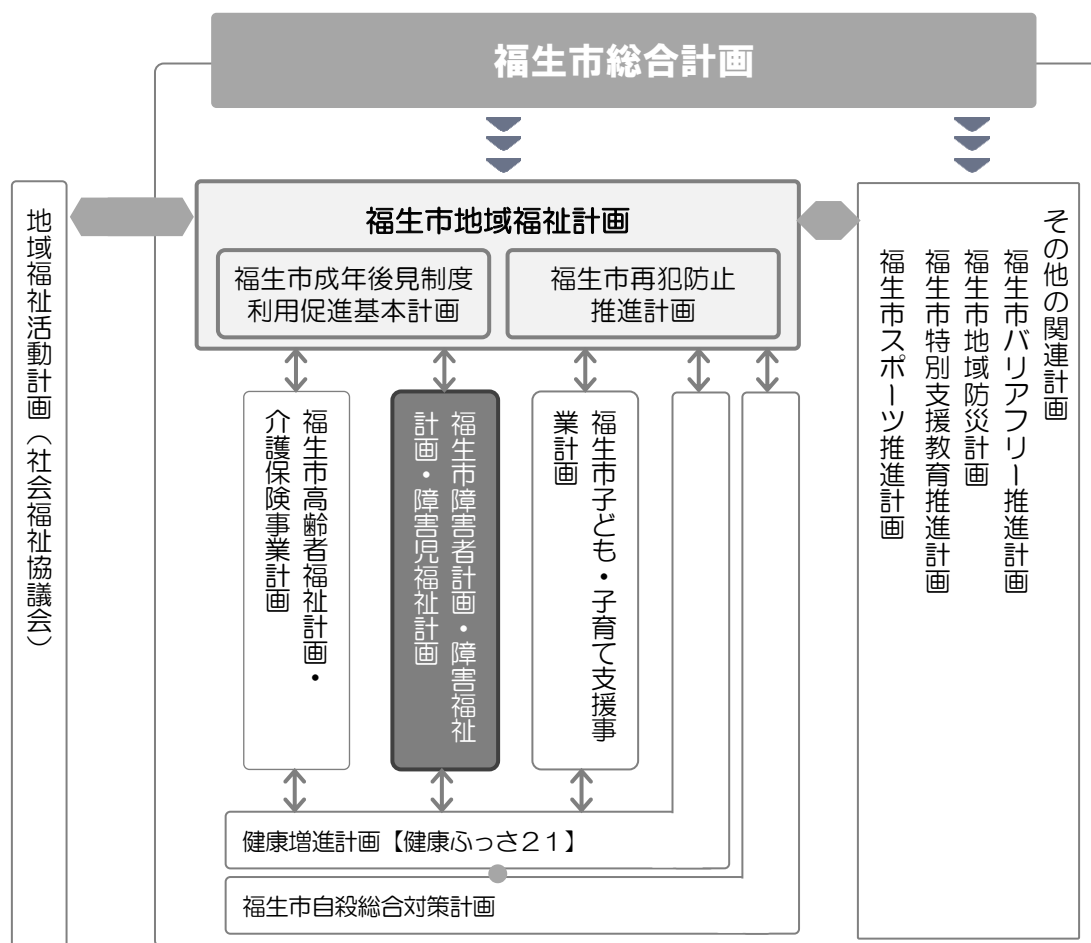
平成 30 年 6 月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが示されました。

令和元年 6 月「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、障害者雇用の一層の促進に関する措置が規定され、令和 2 年 5 月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、公立小中学校のバリアフリー整備が義務化されるなど、障害者・障害児を取り巻く法制度は大きく変化しています。

現行の『福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画』の計画期間が終了となることから、障害者制度改革や障害者総合支援法に基づく国の指針を踏まえ、新たな『福生市障害者計画・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画』を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- (2) 『福生市総合計画』の主要計画として策定します。
- (3) 上位計画となる『地域福祉計画』や『高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『子ども・子育て支援事業計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- (4) 東京都が策定する『障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』との整合・連携を図ります。
- (5) 市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度	30	元	2	3	4	5	6	7	8
計画	障害者計画			障害者計画			障害者計画		
	第5期 障害福祉計画			第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
	第1期 障害児福祉計画			第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		

4 計画の対象

本計画では、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象にするとともに、障害者の差別解消及び障害者への理解を促進するため、広く市民を対象とします。

第2章 障害のある人をめぐる現状と課題

1 手帳登録者数等

(1) 身体障害者.....

- 身体障害者（児）手帳登録者数は減少傾向にあり、令和元年度末で 1,663 人、そのうち肢体不自由が 787 人（47.3%）と約半数を占めて最も多く、次いで心臓障害やじん臓障害といった内部障害が 558 人（33.6%）となっています。
- 手帳の程度は 1 級が 532 人で最も多く、重度者（1・2 級）が 787 人と全体の 47.3% を占める一方、5・6 級は合わせて 186 人（11.2%）となっています。
- 年齢は、65 歳以上が 1,016 人（65.4%）、64 歳以下が 537 人（34.6%）となっています。

【 登録者数 】

（単位：人）

障害名 \ 程度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
肢体不自由	137	153	151	240	66	40	787
視覚障害	40	47	6	12	23	7	135
聴覚障害	-	47	15	19	-	50	131
音声・言語障害	-	-	29	23	-	-	52
呼吸器障害	7	-	13	5	-	-	25
心臓障害	195	-	27	44	-	-	266
じん臓障害	147	-	2	0	-	-	149
膀胱・直腸障害	0	-	7	92	-	-	99
小腸機能障害	1	-	0	0	-	-	1
免疫障害	3	8	1	4	-	-	16
肝臓障害	2	0	0	0	-	-	2
令和元年度合計	532	255	251	439	89	97	1,663
平成 30 年度	537	260	275	436	91	101	1,700

※令和元年度末現在

【 所持者数 】

（単位：人）

年齢	0～6 歳	7～17 歳	18～64 歳	65 歳以上	合計
所持者数	9	23	505	1,016	1,553

※令和元年度末現在

(2) 知的障害者.....

- 知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数は増加傾向にあり、令和元年度末で 454 人となっています。
- 手帳の程度は4度が最も多く 241 人（53.1%）で、次いで3度が 104 人（22.9%）となっています。
- 年齢は、64 歳以下が 432 人（95.2%）で、そのうち 18～64 歳が 315 人（69.4%）となっています。

【 登録者数 】

（単位：人）

程度	1度 (最重度)	2度 (重度)	3度 (中度)	4度 (軽度)	合計
登録者数	12	97	104	241	454
平成 30 年度	12	89	106	227	434

※令和元年度末現在

【 所持者数 】

（単位：人）

年齢	0～6歳	7～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
所持者数	15	102	315	22	454

※令和元年度末現在

(3) 精神障害者.....

- 精神障害者保健福祉手帳登録者数も増加傾向にあり、令和元年度末で 532 人となっています。
- 手帳の等級は2級が最も多く 316 人で 59.4%を占めています。
- 年齢は、18～64 歳が 460 人（86.5%）、65 歳以上が 62 人（11.7%）となっています。

【 登録者数 】

（単位：人）

程度	1級	2級	3級	合計
登録者数	36	316	180	532
平成 30 年度	34	306	170	510

※令和元年度末現在

【 所持者数 】

（単位：人）

年齢	0～6歳	7～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
所持者数	1	9	460	62	532

※令和元年度末現在

(4) 難病患者.....

- 難病患者数を特殊疾病患者福祉手当受給者数からみると、令和元年度末で 500 人となっています。
- 疾病別では「潰瘍性大腸炎」が 72 人と最も多く、次いで「人工透析を必要とする腎不全」が 46 人、「パーキンソン病」が 40 人となっています。

【 難病患者数 】

(単位：人)

疾病名	受給者数	疾病名	受給者数
筋萎縮性側索硬化症	1	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1
進行性核上性麻痺	1	サルコイドーシス	11
パーキンソン病	40	特発性間質性肺炎	8
大脳皮質基底核変性症	1	肺動脈性肺高血圧症	1
重症筋無力症	9	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3
多発性硬化症／視神経脊髄炎	3	リンパ脈管筋腫症	2
多系統萎縮症	5	網膜色素変性症	16
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	7	特発性門脈圧亢進症	1
ミトコンドリア病	2	原発性胆汁性胆管炎	17
もやもや病	7	原発性硬化性胆管炎	3
全身性アミロイドーシス	1	自己免疫性肝炎	15
神経線維腫症	3	クローン病	22
天疱瘡	4	潰瘍性大腸炎	72
表皮水疱症	1	好酸球性消化管疾患	1
結節性多発動脈炎	2	若年性特発性関節炎	1
顕微鏡的多発血管炎	2	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	1
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2	クルーゾン症候群	1
悪性関節リウマチ	2	ヌーナン症候群	2
全身性エリテマトーデス	29	完全大血管転位症	1
皮膚筋炎／多発性筋炎	5	ファロー四徴症	2
全身性強皮症	14	一次性ネフローゼ症候群	11
混合性結合組織病	5	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1
シェーグレン症候群	10	間質性膀胱炎(ハンナ型)	1
ベーチェット病	4	副甲状腺機能低下症	1
特発性拡張型心筋症	7	フェニルケトン尿症	1
再生不良性貧血	4	慢性再発性多発性骨髄炎	1
発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	強直性脊椎炎	2
特発性血小板減少性紫斑病	12	軟骨無形成症	1
IgA腎症	5	後天性赤芽球癆	1
多発性嚢胞腎	5	クロンカイト・カナダ症候群	1
黄色靭帯骨化症	3	胆道閉鎖症	1
後縦靭帯骨化症	13	IgG4 関連疾患	2
広範脊柱管狭窄症	2	好酸球性副鼻腔炎	1
特発性大腿骨頭壊死症	10	シトリン欠損症	1
下垂体性ADH分泌異常症	6	原発性骨髄線維症	1
下垂体性TSH分泌亢進症	1	先天性血液凝固因子欠乏症等	4
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3	人工透析を必要とする腎不全	46
下垂体前葉機能低下症	10	合 計	500
		平成 30 年度 合 計	476

※令和元年度末現在

(5) 障害者数の増加率

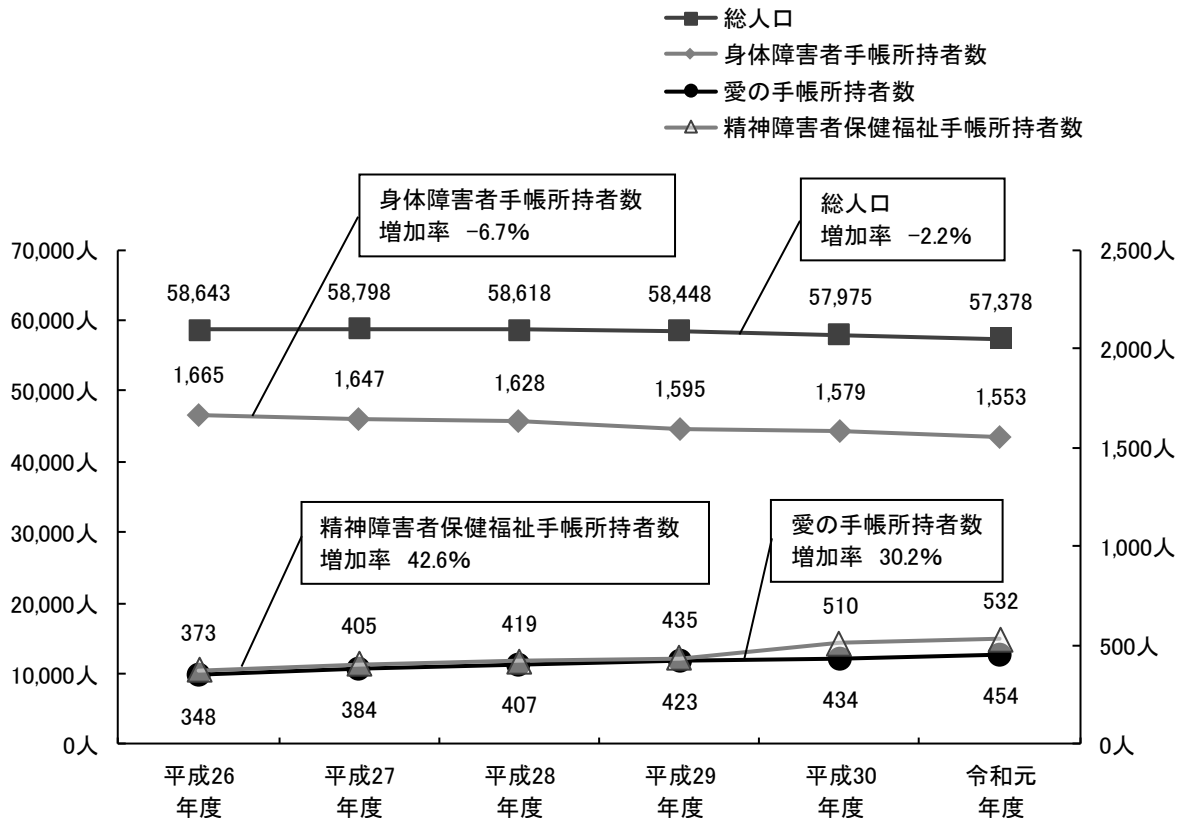
- 障害者数の増加率（平成26年度と令和元年度の比較）を、市の総人口の増加率と比較すると、総人口は減少傾向にあり増加率は▲2.2%であるのに対して、身体障害者手帳所持者数は▲6.7%、愛の手帳所持者数は30.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は42.6%となっています。

【 障害者数の増加率 】

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	58,643	58,798	58,618	58,448	57,975	57,378
身体障害者手帳所持者数	1,665	1,647	1,628	1,595	1,579	1,553
愛の手帳所持者数	348	384	407	423	434	454
精神障害者保健福祉手帳所持者数	373	405	419	435	510	532

※各年度末現在



(6) 児童・生徒の状況

- 市立小学校の特別支援学級に在籍する児童は59人、特別支援教室に通う児童は139人、通級指導学級に通う児童は33人です。
- 市立中学校の特別支援学級に在籍する生徒は37人、特別支援教室に通う生徒は43人です。
- 近隣自治体の特別支援学校等に在籍する児童・生徒数（市内に特別支援学校がないため）は、小学生29人、中学生11人、高校生32人です。
- 学童クラブでは、51人の障害児を受け入れています。

【 市立小学校の特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の児童数 】

(単位：人)

特別支援学級	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
福生第一小学校(ひまわり学級)	3	2	5	3	9	4	26
福生第二小学校(くまがわ学級)	1	0	4	3	5	3	16
福生第六小学校(かめのこ学級)	3	2	3	4	3	2	17
計	7	4	12	10	17	9	59
特別支援教室	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
福生第一小学校	1	1	3	6	5	7	23
福生第二小学校	1	2	1	7	2	1	14
福生第三小学校	4	2	10	4	5	1	26
福生第四小学校	1	1	5	4	5	1	17
福生第五小学校	4	0	2	2	8	4	20
福生第六小学校	0	1	2	5	14	4	26
福生第七小学校	2	2	2	2	3	2	13
計	13	9	25	30	42	20	139
通級指導学級	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
福生第七小学校(ことばの教室)	3	6	5	9	3	7	33
合計	23	19	42	49	62	36	231

※令和2年5月1日現在

【 市立中学校の特別支援学級・特別支援教室の生徒数 】

(単位：人)

特別支援学級	1年	2年	3年	合計
福生第一中学校(8組)	12	4	15	31
福生第一中学校(9組)	1	2	3	6
計	13	6	18	37
特別支援教室	1年	2年	3年	合計
福生第一中学校(福一教室)	4	4	5	13
福生第二中学校(福二教室)	7	2	10	19
福生第三中学校(福三教室)	3	3	5	11
計	14	9	20	43
合計	27	15	38	80

※令和2年5月1日現在

【 近隣自治体の特別支援学校等に在籍する児童・生徒数 】

(単位：人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学生	8	3	4	8	5	1	29
中学生	3	5	3	-	-	-	11
高校生	9	13	10	-	-	-	32
合計	20	21	17	8	5	1	72

※令和2年5月1日現在

(7) 就学前の子どもの状況.....

○ 就学前の子どものうち、教育・保育施設での障害児の受入れ人数は次のとおりです。

【 受入れ人数 】

(単位：人)

	人数
保育所	33
認定こども園	2
幼稚園	10
合計	45

※令和2年5月1日現在

2 障害福祉サービスの利用状況（第5期計画期間）

（1）障害福祉サービス・相談支援.....

① 訪問系サービス

【 サービスの概要 】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人(平成26年4月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大)に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排せつ・食事等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【 計画値と実績値（月当たり） 】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
訪問系サービス	人	138	116	84.1%	150	120	80.0%
	時間	3,588	3,095	86.3%	3,900	2,875	73.7%

【 概括 】

- 訪問系サービスについては、利用実績が計画値を下回っています。

② 日中活動系サービス

【 サービスの概要 】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
自立訓練(機能訓練)	身体障害者に、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要なリハビリテーション、生活等に関する相談や必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障害者及び精神障害者に、食事や家事等、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【 計画値と実績値（月当たり） 】

サービス名	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
生活介護	人	103	102	99.0%	105	106	101.0%
	日	1,888	1,915	101.4%	1,925	1,986	103.2%
自立訓練(機能訓練)	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	日	14	0	0.0%	14	8	57.1%
自立訓練(生活訓練)	人	4	4	100.0%	4	5	125.0%
	日	45	71	157.8%	45	86	191.1%
就労移行支援	人	18	21	116.7%	20	20	100.0%
	日	246	339	137.8%	273	318	116.5%
就労継続支援(A型)	人	6	8	133.3%	6	11	183.3%
	日	108	160	148.2%	108	214	198.1%
就労継続支援(B型)	人	104	120	115.4%	107	117	109.4%
	日	1,699	1,882	110.8%	1,748	1,815	103.8%
就労定着支援	人	5	0	0.0%	5	6	120.0%
療養介護	人	6	5	83.3%	6	5	83.3%
短期入所	人	21	35	166.7%	21	36	171.4%
	日	161	256	159.0%	161	270	167.7%

【概括】

- 「生活介護」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」、「就労定着支援」、「短期入所」は、利用実績が計画値を上回っています。
- 一方、「自立訓練（機能訓練）」は提供見込み量を定めていたものの、平成30年度、令和元年度とも利用実績は0人でした。
- さらに「就労定着支援」は、平成30年度では利用実績は0人であるのに対し、令和元年度では6人と、利用実績が計画値を上回っています。

③ 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
自立生活援助	人	1	1	100.0%	1	0	0.0%
共同生活援助(定員)	人	94	107	110.6%	94	107	110.6%
共同生活援助	人	54	58	107.4%	56	66	117.9%
施設入所支援	人	34	36	105.9%	34	38	111.8%

【概括】

- 「共同生活援助（定員）」、「共同生活援助」、「施設入所支援」は、利用実績が計画値を上回っています。また、「自立生活援助」は、平成30年度では計画で見込んだとおりの利用実績でしたが、令和元年度では4か月間は1人の利用がありましたが、月あたりの利用実績としては0人でした。

④ 相談支援関連

【 サービスの概要 】

サービス名		内容
計画相談支援・ 障害児相談支援		障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する障害者（児）に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域 相談 支援	地域移行支援	施設入所や入院等をしている障害者に対して、外出の同行支援や住居の確保、地域生活への移行等に関する相談などの必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【 計画値と実績値（月当たり） 】

サービス名		単位	平成 30 年度			令和元年度		
			計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
計画相談支援		人	61	61	100.0%	64	79	123.4%
談地 支域 援相	地域移行支援	人	1	1	100.0%	3	1	33.3%
	地域定着支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%

【 概括 】

- 「計画相談支援」は、平成 30 年度では計画で見込んだとおりの利用実績、令和元年度では利用実績が計画値を上回っています。一方、「地域定着支援」は提供見込み量を定めていたものの、平成 30 年度、令和元年度とも利用実績は 0 人でした。

(2) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

- 市民に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

【計画値と実績値】

(単位：件/年)

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
15	24	160.0%	15	20	133.3%

【概括】

- 公民館における障害者差別解消法講座、地域福祉講座及び市役所内における障害者施設による物品販売を行い、市民に対して、障害者理解の促進と啓発を図り、計画値を上回る利用実績となっています。

② 自発的活動支援事業

- 障害者、その家族、市民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【計画値と実績値】

(単位：件/年)

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
12	16	133.3%	12	9	75.0%

【概括】

- 当事者会及び家族会の活動を支援し、障害者等の社会参加の促進を図り、平成 30 年度では、利用実績が計画値を上回ったものの、令和元年度では計画値を下回っています。

③ 相談支援事業

【 事業の概要 】

事業名	内容
障害者相談支援事業	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行います(自立支援協議会の運営も含む。)
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。

【 計画値と実績値（年当たり） 】

サービス名	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
障害者相談支援事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%
基幹相談支援センター	有無	有	有	-	有	有	-
自立支援協議会	有無	有	有	-	有	有	-
市町村相談支援機能強化事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%

【 概括 】

- 「障害者相談支援事業」、「市町村相談支援機能強化事業」は、計画どおり3箇所の設置となっています。

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障害、精神障害等で判断が不十分な人について、成年後見制度の利用を支援するため、その費用の助成等を行います。

【 計画値と実績値 】

(単位：人/年)

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
1	11	1100.0%	1	19	1900.0%

【 概括 】

- 「成年後見制度利用支援事業」は、利用実績が計画値を大幅に上回っています。

⑤ 意思疎通支援事業（手話通訳奉仕員派遣事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【計画値と実績値】

（単位：人/年）

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
61	98	160.7%	66	98	148.5%

【概括】

- 「手話通訳者等派遣事業」は、利用実績が計画値を上回っています。

⑥ 手話通訳奉仕員養成研修事業

意思疎通支援事業等の充実を図るため、手話通訳奉仕員養成研修を実施し、手話奉仕員の確保をしていきます。

【計画値と実績値】

（単位：人/年）

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
4	12	300.0%	4	10	250.0%

【概括】

- 「手話通訳奉仕員養成研修事業」は、利用実績が計画値を上回っています。

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

【 計画値と実績値（年当たり） 】

種別	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
介護・訓練支援用具	件	4	1	25.0%	4	4	100.0%
自立生活支援用具	件	12	12	100.0%	12	7	58.3%
在宅療養等支援用具	件	9	6	66.7%	9	6	66.7%
情報・意思疎通支援用具	件	20	5	25.0%	22	7	31.8%
排せつ管理支援用具	件	1,193	1,032	86.5%	1,229	1,102	89.7%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	0	0.0%	1	1	100.0%

【概括】

- 「介護・訓練支援用具」は、平成 30 年度では利用実績が計画値を下回ったものの、令和元年度では計画で見込んだとおりの利用実績となっています。
- 「自立生活支援用具」は、平成 30 年度では計画で見込んだとおりであるのに対し、令和元年度では利用実績が計画値を下回っています。
- 「在宅療養等支援用具」は、平成 30 年度、令和元年度とも利用実績が計画値を下回っています。
- 「情報・意思疎通支援用具」は、平成 30 年度、令和元年度とも利用実績が計画値を下回っています。
- 「排せつ管理支援用具」は、利用実績が計画値をやや下回っています。
- 「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」は、平成 30 年度では利用実績が 0 件であるのに対し、令和元年度では計画で見込んだとおりの利用実績となっています。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活と社会参加を促進します。

【 計画値と実績値（月当たり） 】

単位	平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
人	54	59	109.3%	54	60	111.1%
時間	810	739	91.2%	810	757	93.5%

【概括】

- 「移動支援事業」は、おおむね計画で見込んだとおりの利用実績となっています。

⑨ 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

【 計画値と実績値（年当たり） 】

単位	平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%
人	60	58	96.7%	60	55	91.7%

【概括】

- 「地域活動支援センター」の設置数は計画値に達しています。一方、利用人数は利用実績が計画値をわずかに下回っています。

⑩ 任意事業

【 事業の概要 】

事業名	内容
更生訓練費支給事業	社会復帰等を目的として自立訓練施設等において更生訓練を行う障害者を対象に、訓練費を支給します。
日中一時支援事業	障害者等に日中の活動・訓練の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
声の広報・市議会だより発行事業	視覚障害者を対象に、広報や市議会だよりの内容を収録した音声データ(デイジー方式・CD版)を届けて利便性の向上を図ります。
重度身体障害者(児)訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、在宅の重度身体障害者(児)の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
重度身体障害児入浴サービス事業	福祉センターの特殊浴槽を活用してサービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。
自動車運転教習助成事業	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自動車運転免許証取得にかかる費用を助成します。
自動車改造費助成事業	自らが所有し、運転している自動車の一部を改造する必要がある人に、その改造費の助成を行います。

【 計画値と実績値 】

種別	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
更生訓練費支給事業	人/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%
日中一時支援事業	人/月	2	0	0.0%	2	0	0.0%
声の広報・市議会だより発行事業	人/月	12	12	100.0%	12	12	100.0%
重度身体障害者(児)訪問入浴サービス事業	人/月	2	1	50.0%	2	2	100.0%
重度身体障害児入浴サービス事業	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%
自動車運転教習助成事業	件/年	1	2	200.0%	1	0	0.0%
自動車改造費助成事業	件/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%

【 概括 】

- 「声の広報・市議会だより発行事業」、「重度身体障害者(児)訪問入浴サービス事業」は、計画値に達しています。
- 一方、「更生訓練費支給事業」、「日中一時支援事業」、「重度身体障害児入浴サービス事業」、「自動車改造費助成事業」は提供見込み量を定めていたものの、平成 30 年度、令和元年度とも利用実績は0人でした。

(3) 障害児通所支援サービス.....

① 放課後等デイサービス

学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

【 計画値と実績値（月当たり） 】

単位	平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
箇所	6	5	83.3%	6	6	100.0%
人	51	51	100.0%	59	56	94.9%
日	493	601	121.9%	570	694	121.8%

【概括】

- 「放課後等デイサービス」は、設置数及び利用人数はおおむね計画で見込んだとおりの利用実績となっています。
- 一方、利用日数は利用実績が計画値を大幅に上回っています。

② 児童発達支援

未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、治療等を行います。

【 計画値と実績値（月当たり） 】

サービス名	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
児童発達支援	人	9	12	133.3%	10	14	140.0%
	日	45	77	171.1%	50	77	154.0%
医療型児童発達支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	日	5	0	0.0%	5	0	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	日	5	0	0.0%	5	0	0.0%

【概括】

- 「児童発達支援」は、利用実績が計画値を上回っています。
- 一方、「医療型児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」は提供見込み量を定めていたものの、平成 30 年度、令和元年度とも利用実績は 0 人でした。

③ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【 計画値と実績値（月当たり） 】

単位	平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
人	1	0	0.0%	1	0	0.0%
日	1	0	0.0%	1	0	0.0%

【 概括 】

- 「保育所等訪問支援」は提供見込み量を定めていたものの、平成 30 年度、令和元年度とも利用実績は 0 人でした。

④ 障害児相談支援

障害児通所支援（放課後等デイサービス・児童発達支援など）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

【 計画値と実績値 】

（単位：人/月）

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
8	14	175.0%	9	18	200.0%

【 概括 】

- 「障害児相談支援」は利用実績が計画値を上回っています。

⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

【計画値と実績値】

(単位：人/月)

平成 30 年度			令和元年度		
計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
-	0	-	-	0	-

【概括】

- 「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」は、令和 2 年度から計画しているため、提供見込み量を定めておらず、実績も 0 人でした。

3 令和2年度の成果目標の達成状況

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行等の課題に対応していくため、本市では、国の基本指針等を踏まえ、令和2年度を目標年度とする成果目標を設定しました。その達成状況は次のとおりです。

(1) 障害福祉計画

成果目標	基本指針に定める目標	数値目標	実績
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成28年度末時点における福祉施設入所者の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行する。	3人	0人
	平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減する。	1人減	4人増
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。	-	未設置
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を整備する。	-	未整備
福祉施設から一般就労への移行等	平成32年度中に一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にする。	9人	11人
	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度実績から20%以上増加する。	22人	40人
	就労移行率30%以上である就労支援事業所を平成32年度末までに全体の50%以上とする。	50%以上	50%
	就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。	80%以上	該当なし

※令和元年度末時点の状況

【概括】

- 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」は目標に至らず、福祉施設入所者数は4人増加しました。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のための保健、医療、福祉関係者による協議の場は、令和元年度末時点では未設置、「地域生活支援拠点等」も未整備の状況にあり、継続して体制整備の方法等を検討していく必要があります。
- 「福祉施設から一般就労への移行等」のうち一般就労への移行者数は11人、就労移行支援事業の利用者数は40人と目標を上回り、就労移行率30%以上である就労支援事業所は50%と目標達成となりました。

(2) 障害児福祉計画

成果目標	基本指針に定める目標	数値目標	実績
障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	-	未設置
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	-	未整備
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	-	未整備
	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	-	未設置

※令和元年度末時点の状況

【概括】

- 「障害児支援の提供体制の整備等」については、令和元年度末時点では、すべての項目において未整備の状況となっています。継続して体制整備の方法等を検討していく必要があります。

4 障害者生活実態調査結果

*本項の内容は、令和元年11月に実施した「福生市障害者生活実態調査」の結果の中から、ポイントとなる部分を抜き出してまとめたものです。

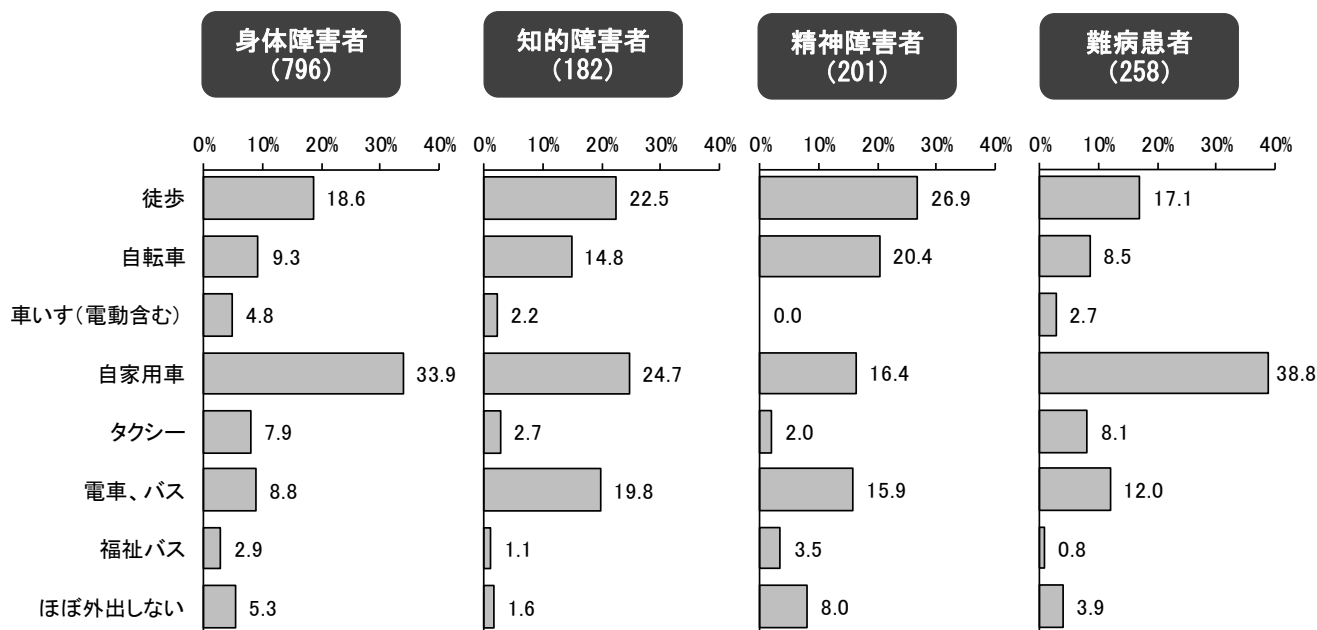
(1) 日常生活について

① 外出時に最も多い移動手段

結果のポイント

外出の手段については、身体障害者は「自家用車」が順に33.9%、知的障害者は「徒歩」が22.5%、精神障害者は「徒歩」が26.9%と最も多くなっています。

【外出時に最も多い移動手段】

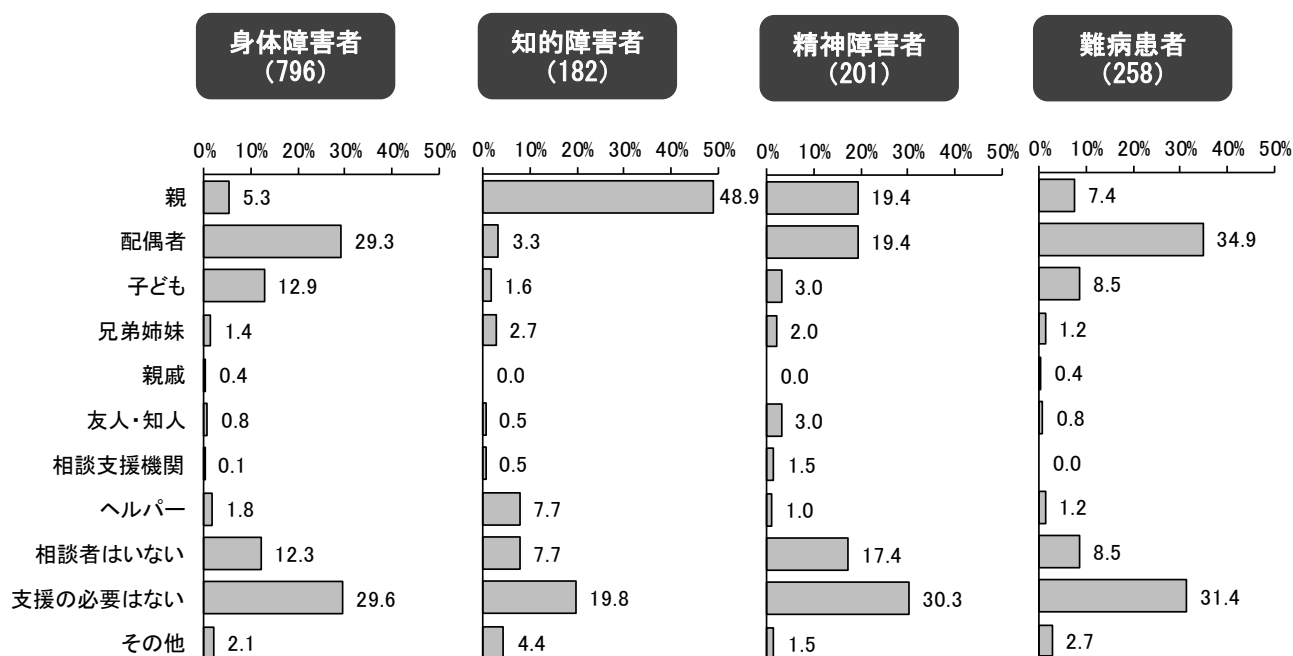


② 外出時の主な支援者

結果のポイント

外出するときの主な支援者については、身体障害者は「支援の必要はない」が29.6%と最も多く、次いで「配偶者」が29.3%となっています。知的障害者は「親」が48.9%と最も多く、次いで「支援の必要はない」が19.8%となっています。精神障害者は「支援の必要はない」が30.3%と最も多く、次いで「親」「配偶者」がともに19.4%となっています。難病患者は「配偶者」が34.9%と最も多く、次いで「支援の必要はない」が31.4%となっています。

【外出時の主な支援者】



(2) 就労について.....

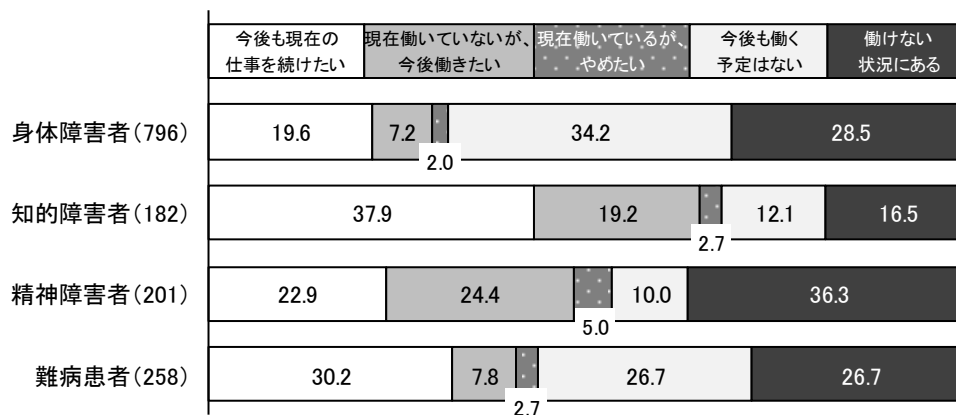
① 現在の就労状況

結果の
ポイント

現在の就労状況については、身体障害者は「今後も働く予定はない」34.2%が最も多く、精神障害者は「働けない状況にある」36.3%が最も多くなっています。知的障害者と難病患者は「今後も現在の仕事を続けたい」が順に37.9%、30.2%で最も多くなっています。

【現在の就労状況】

(単位：%)

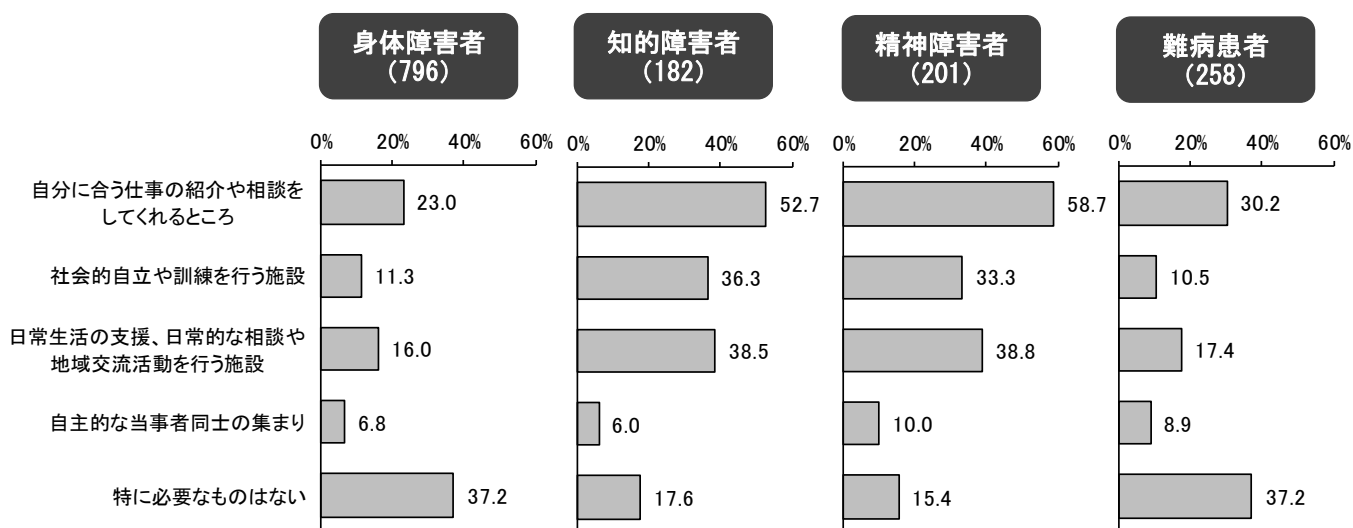


② 「働く場」や「活動の場」を充実させるために必要なもの

結果のポイント

「働く場」や「活動の場」を充実させるため必要と思うものについては、身体障害者と難病患者は「特に必要なものはない」がともに37.2%で最も多くなっています。知的障害者と精神障害者は「自分に合う仕事の紹介や相談をしてくれるところ」が順に52.7%、58.7%で最も多く、次いで「日常生活の支援、日常的な相談や地域交流活動を行う施設」が順に38.5%、38.8%、「社会的自立や訓練を行う施設」が順に36.3%、33.3%となっています。

【「働く場」や「活動の場」を充実させるために必要なもの】



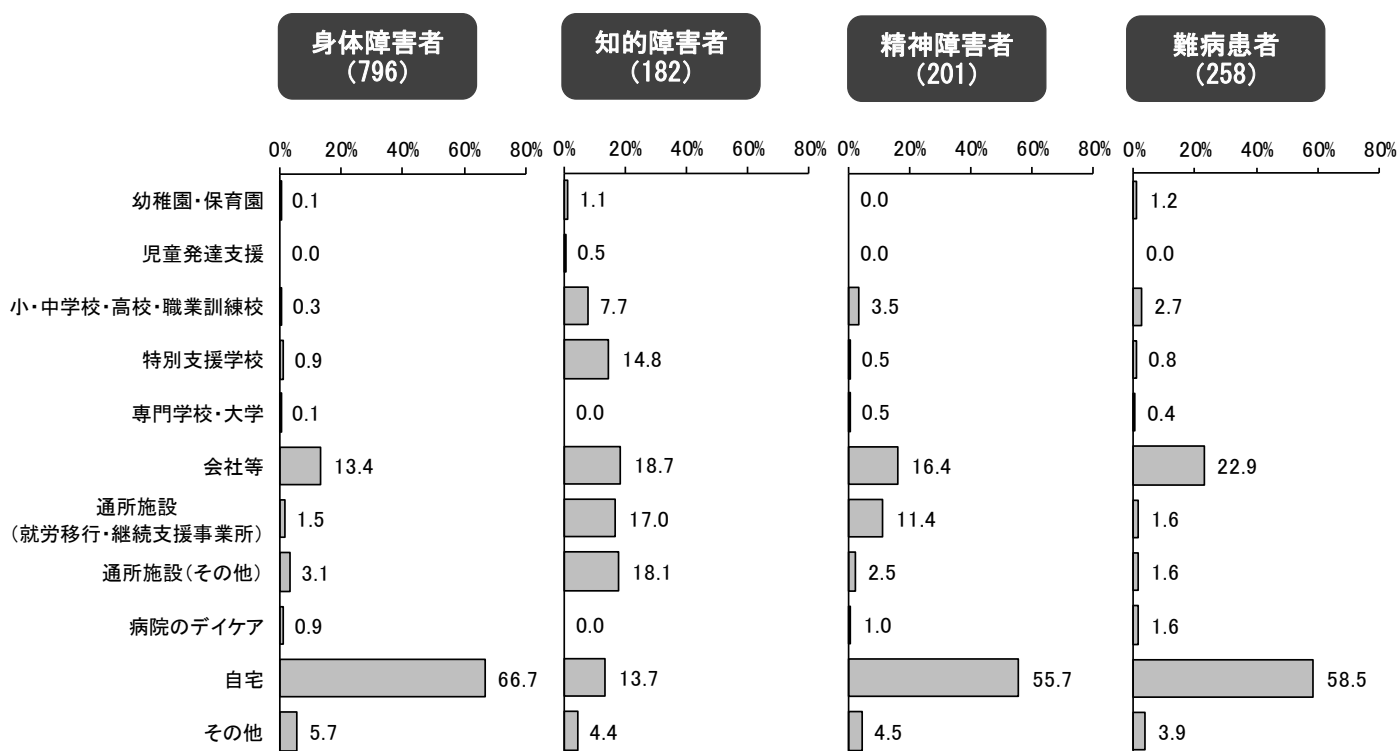
(3) 日頃の活動について.....

① 日中の主な活動場所

結果のポイント

日中、主に過ごす場所については、身体障害者、精神障害者、難病患者は「自宅」が最も多いですが、知的障害者の「自宅」の割合は13.7%と少なく、「会社等」18.7%、「通所施設（その他）」18.1%、「通所施設（就労移行・継続支援事業所）」17.0%が多くなっています。

【日中の主な活動場所】



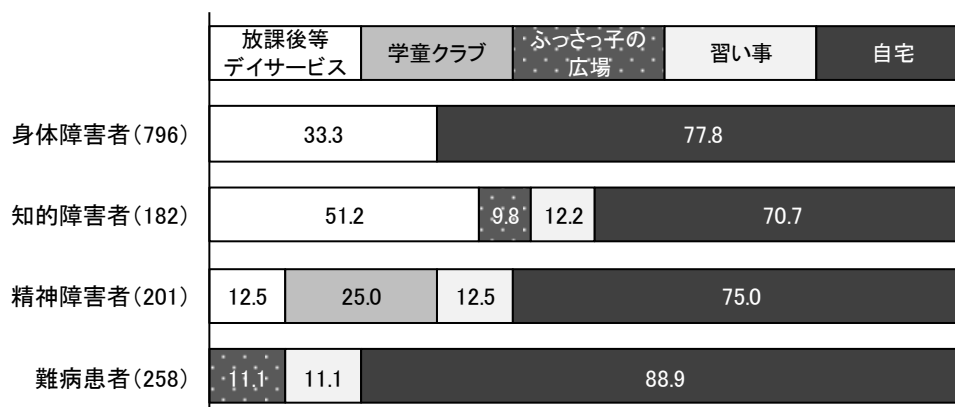
② 放課後や休日を過ごす場所

結果のポイント

日中の主な活動場所で「小・中学校・高校・職業訓練校」又は「特別支援学校」を選択した方の放課後や休日を過ごす場所については、すべての障害において「自宅」が最も多く、7割以上となっています。

【放課後や休日を過ごす場所】

(単位：%)



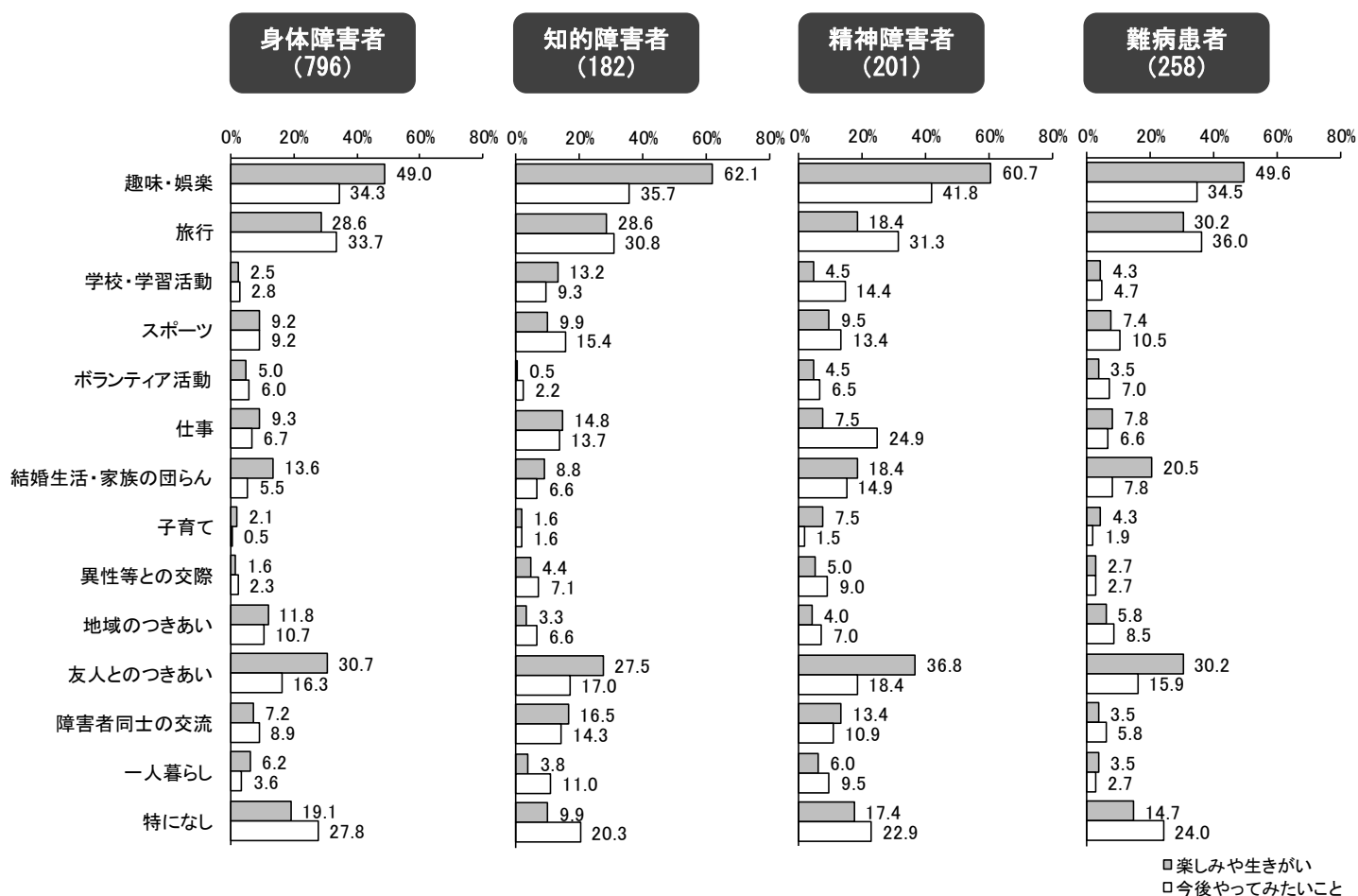
③ 楽しみや生きがい・今後やってみたいこと

結果のポイント

楽しみや生きがいについては、すべての障害において、「趣味・娯楽」が最も多くなっています。

今後やってみたいことについては、身体障害者、知的障害者、精神障害者は「趣味・娯楽」が最も多く、次いで「旅行」となっています。難病患者は「旅行」が最も多く、次いで「趣味・娯楽」となっています。また、「特になし」の割合はすべての障害において2割以上となっています。

【楽しみや生きがい・今後やってみたいこと】



(4) 福祉サービスについて.....

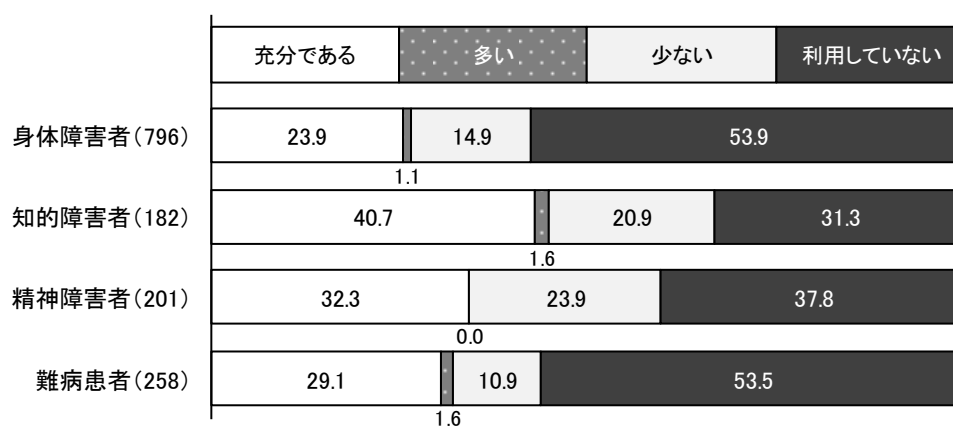
① 利用しているサービスの充足度

結果の ポイント

現在利用しているサービスのサービス量については、身体障害者、精神障害者、難病患者は「利用していない」が最も多くなっています。知的障害者は「充分である」が40.7%で最も多くなっています。

【利用しているサービスの充足度】

(単位：%)

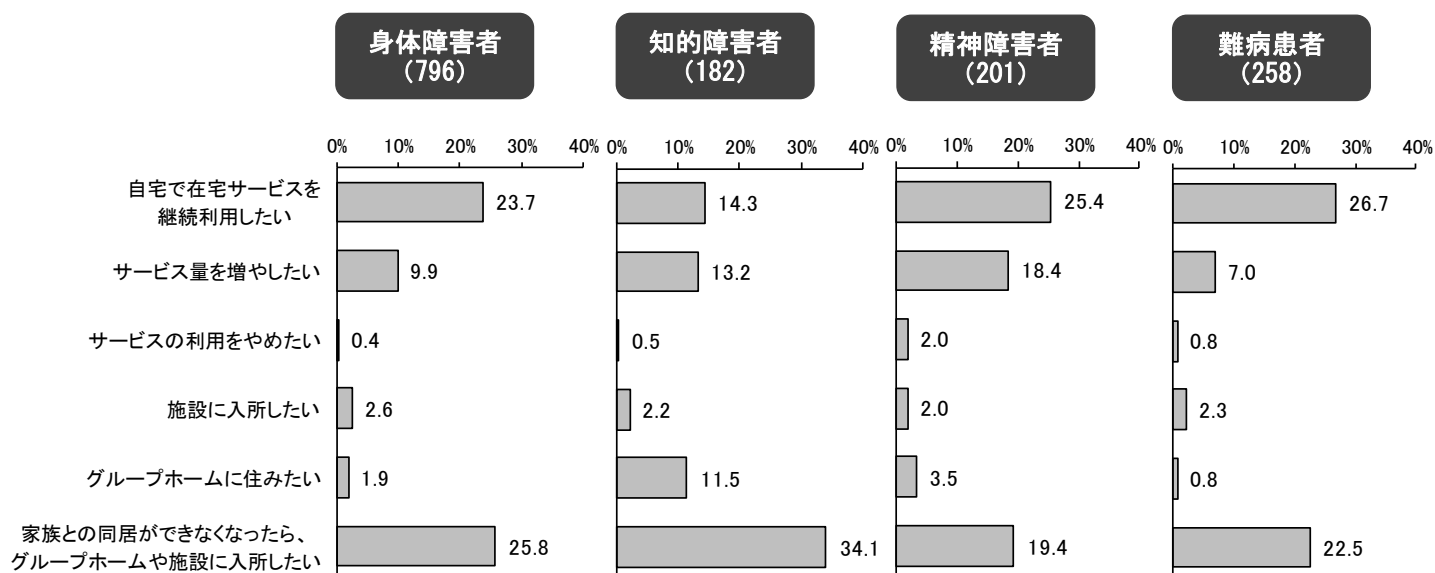


② 今後のサービス利用意向

結果のポイント

今後のサービスの利用意向については、身体障害者と知的障害者は「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」が最も多く順に 25.8%、34.1%、次いで「自宅で在宅サービスを継続利用したい」が順に 23.7%、14.3%となっています。精神障害者と難病患者は「自宅で在宅サービスを継続利用したい」が最も多く順に 25.4%、26.7%、次いで「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」が順に 19.4%、22.5%となっています。

【今後のサービス利用意向】

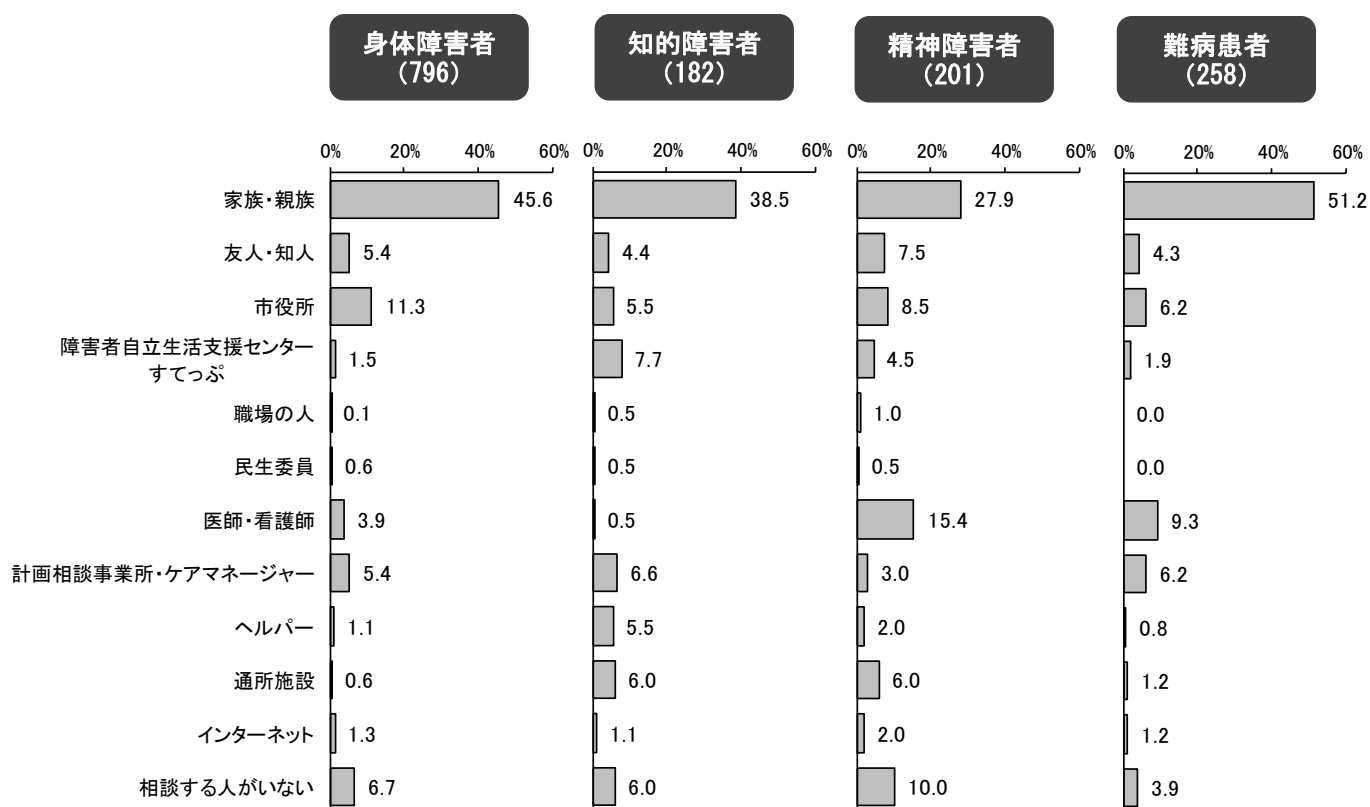


③ 本人や支援者の相談先

**結果の
ポイント**

生活上の悩みや困ったことの相談先については、すべての障害において「家族・親族」の割合が最も多くなっています。その中で、精神障害者は「家族・親族」の割合が27.9%と他の障害と比べて少ないですが、「医師・看護師」の割合が15.4%と他の障害よりも多くなっています。

【本人や支援者の相談先】

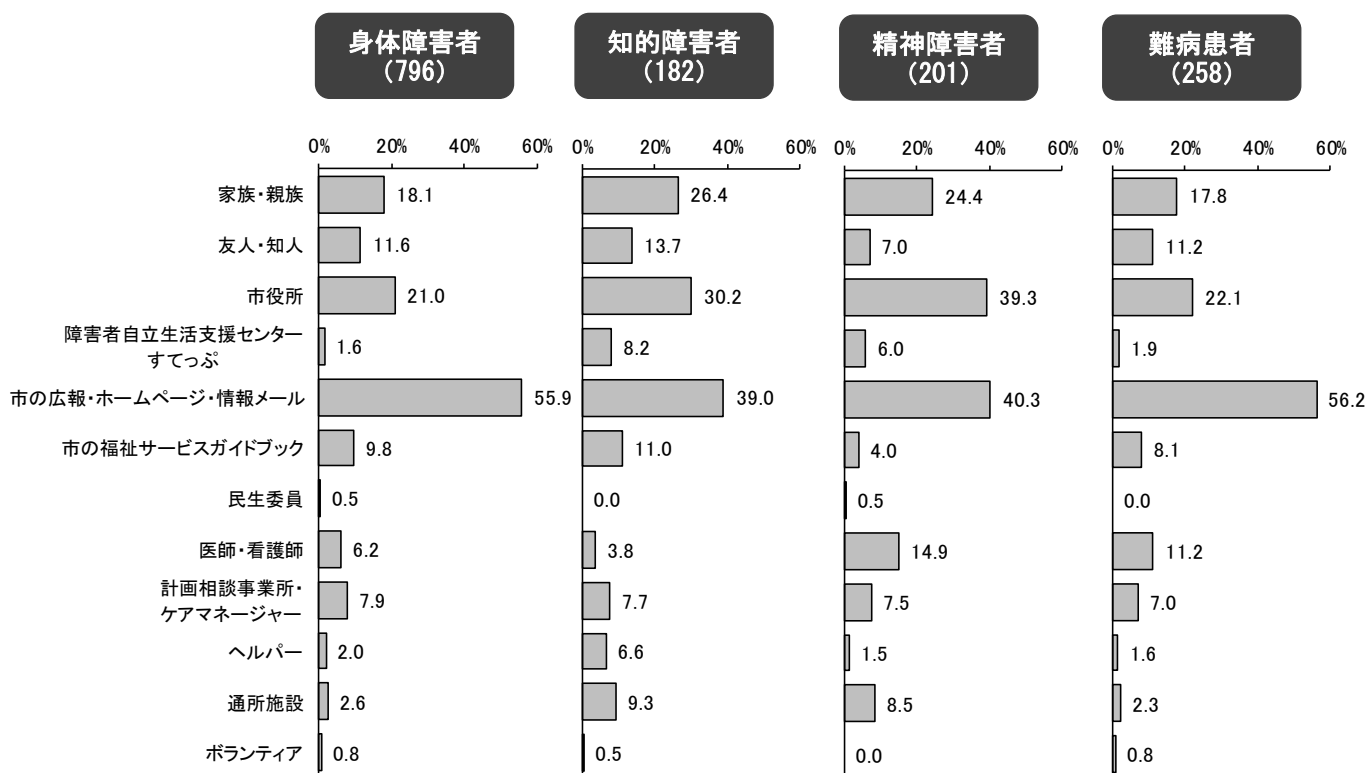


④ 市の情報の入手先

結果のポイント

市の行事、福祉、保健に関することを知る手段については、すべての障害において「市の広報・ホームページ・情報メール」の割合が最も多くなっており、次いで「市役所」、「家族・親族」の順となっています。知的障害者と精神障害者は「市の広報・ホームページ・情報メール」が順に39.0%、40.3%で、身体障害者と難病患者に比べて少ないですが、「市役所」、「家族・親族」の割合が、身体障害者と難病患者の割合より多くなっています。

【市の情報の入手先】

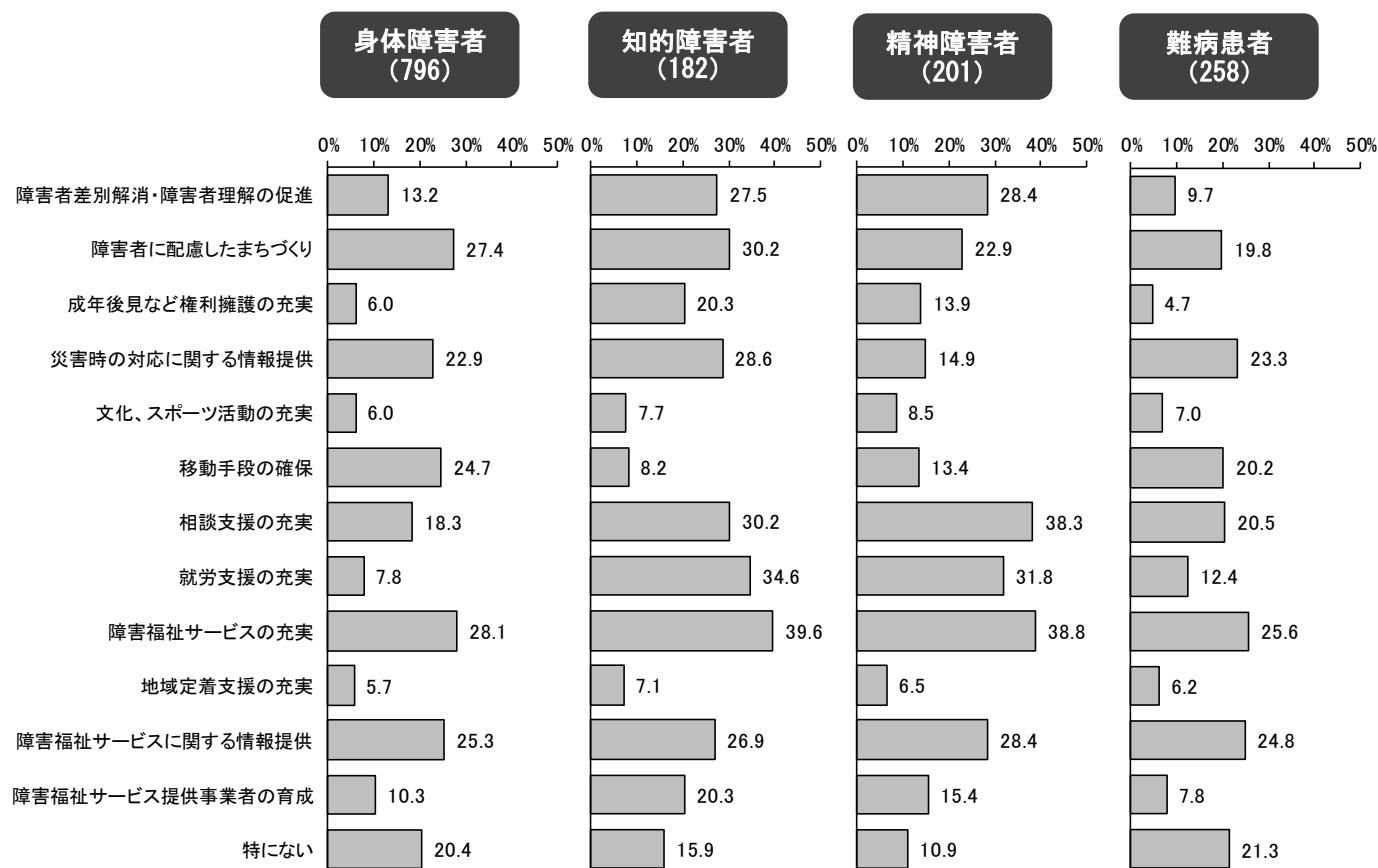


⑤ 市に期待すること

結果のポイント

市に期待することについては、すべての障害において「障害福祉サービスの充実」の割合が最も多くなっています。次いで、身体障害者は「障害者に配慮したまちづくり」27.4%、「障害福祉サービスに関する情報提供」25.3%の順となっています。知的障害者は「就労支援の充実」34.6%、「障害者に配慮したまちづくり」、「相談支援の充実」がともに30.2%の順となっています。精神障害者は「相談支援の充実」38.3%、「就労支援の充実」31.8%の順となっています。難病患者は「障害福祉サービスに関する情報提供」24.8%、「災害時の対応に関する情報提供」23.3%の順となっています。

【市に期待すること】



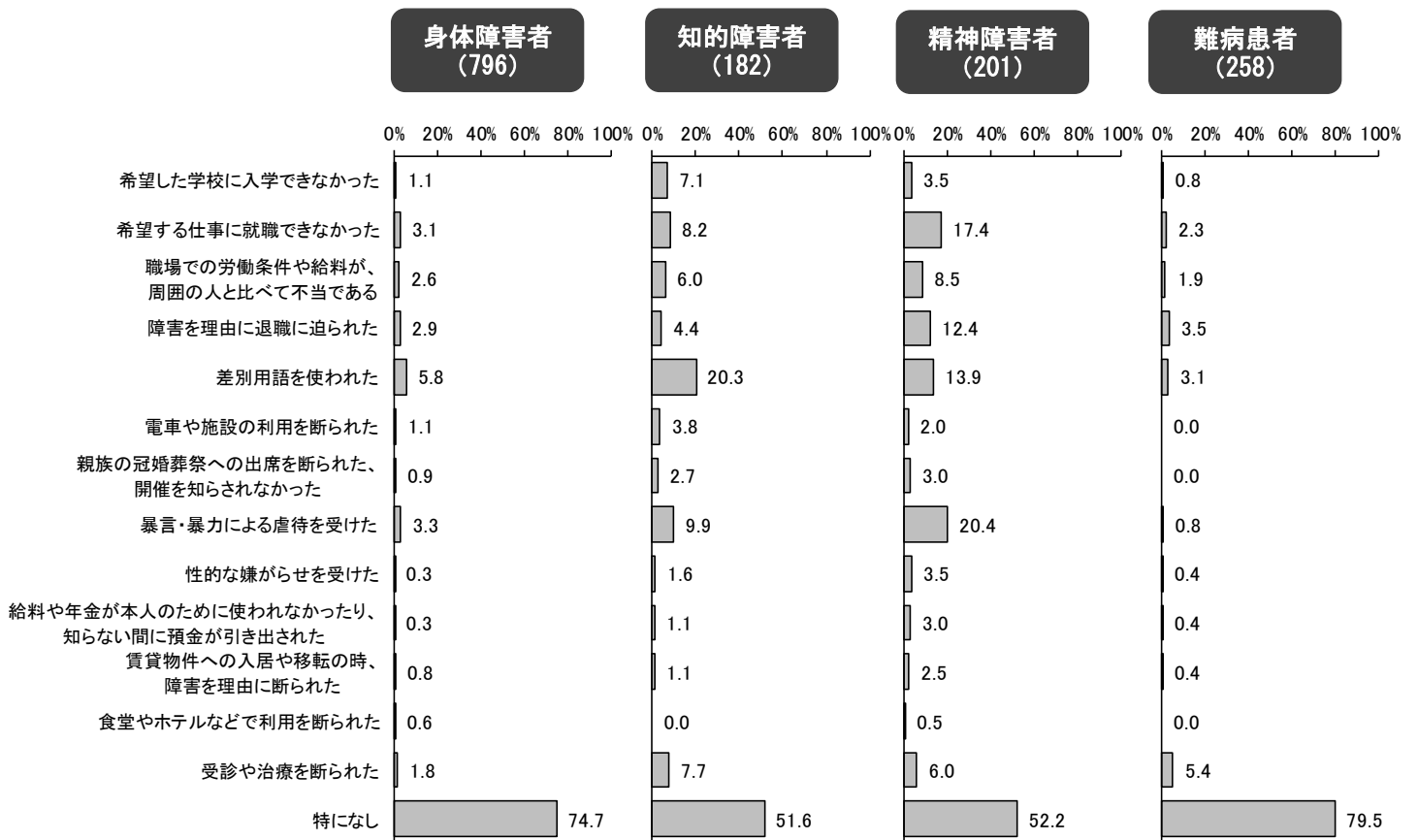
(5) 人権について

① 人権を損なう扱いを受けた経験

結果の
ポイント

障害又は難病が原因で人権を損なう扱いを受けた経験については、すべての障害において「特になし」が最も多くなっていますが、知的障害者の「差別用語が使われた」20.3%、精神障害者の「暴言・暴力による虐待を受けた」20.4%と「希望する仕事に就職できなかった」17.4%の割合が多くなっています。

【人権を損なう扱いを受けた経験】



② 「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知度

結果の ポイント

「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知度については、すべての障害において「名称は聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が最も多く、約5割から6割の人が名称を知っている一方、「名称も内容も知らない」が約3割から4割となっています。

【「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知度】

(単位：%)

	名称も内容も知っている	名称は聞いたことはあるが、 内容はよく知らない	名称も内容も知らない
身体障害者(796)	18.5	40.6	32.4
知的障害者(182)	13.2	40.1	40.1
精神障害者(201)	12.4	47.3	37.8
難病患者(258)	15.5	39.9	36.4

(6) 災害時の対応について.....

① 災害時の避難の可否

結果の ポイント

災害発生時の自力避難の可否については、身体障害者、精神障害者、難病患者は「避難できる」が5割を超えています。

一方で知的障害者は「支援がないと困難だと思う」が59.3%と多くなっています。

【災害時の避難の可否】

(単位：%)

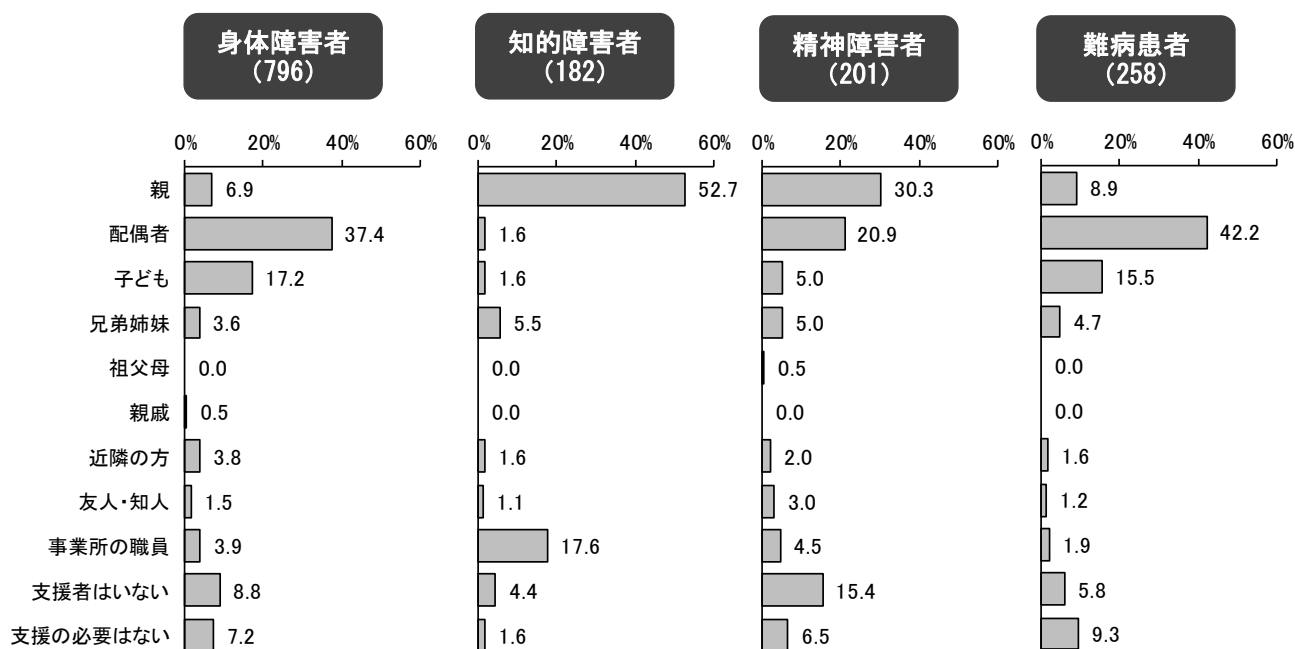
	避難できる	支援がないと困難だと思う
身体障害者(796)	54.9	42.3
知的障害者(182)	39.6	59.3
精神障害者(201)	61.7	37.3
難病患者(258)	62.0	35.3

② 災害時の支援者

結果のポイント

災害発生に伴う避難時に支援してくれる人については、身体障害者と難病患者は「配偶者」の割合が順に 37.4%、42.2%と最も多くなっており、次いで「子ども」が順に 17.2%、15.5%で多くなっています。知的障害者と精神障害者は「親」が順に 52.7%、30.3%で最も多くなっています。次いで知的障害者は「事業所の職員」17.6%が多く、精神障害者は「配偶者」20.9%が多くなっています。

【災害時の支援者】

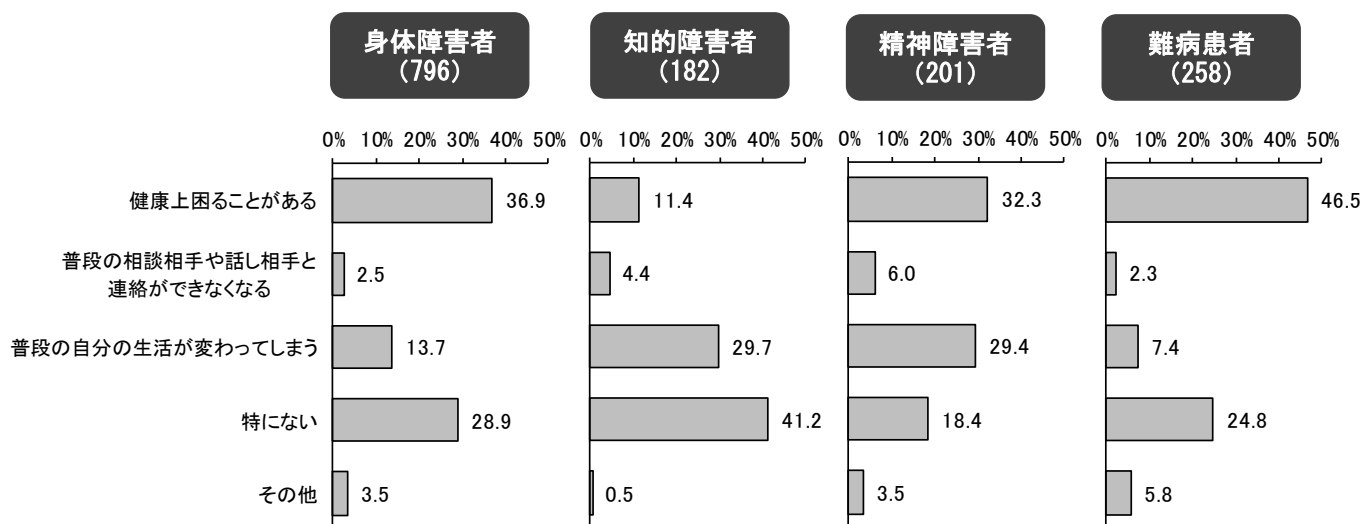


③ 災害時に困ること

結果のポイント

災害発生時、心身の健康面や生活面で困ることについては、身体障害者、精神障害者、難病患者は「健康上困ることがある」が順に 36.9%、32.3%、46.5%で最も多くなっています。次いで、身体障害者と難病患者は「特にない」が順に 28.9%、24.8%と多く、精神障害者は「普段の自分の生活が変わってしまう」29.4%が多くなっています。知的障害者は「特にない」41.2%の割合が最も多く、次いで「普段の自分の生活が変わってしまう」29.7%が多くなっています。

【災害時に困ること】



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

上位計画である「福生市総合計画（第5期）」においては、まちづくりの目標である「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」の具体的な施策として「障害者（児）の生活を豊かにする」を掲げています。

また、「第6期福生市地域福祉計画」は、その基本理念を「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」とし、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としています。

これらのことを踏まえて、福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本理念についても、引き続き「安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現」としていくこととします。

基本理念

**安心・健やかに暮らせる 人にやさしい
ノーマライゼーション社会の実現**



2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の四つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

障害の種別にかかわらず、障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援体制の整備をはじめとして、権利擁護の体制や福祉サービスの充実、福祉のまちづくりの推進など、様々な生活支援策を講じます。

また、障害者の地域での見守りや災害時に支援する体制づくりを進めます。

基本目標2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり

障害児が地域の中で健やかに育ち、その能力や個性を最大限に伸ばせるよう、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、障害児を支援するサービスの充実や、受け入れる保育施設、学校施設等の環境の整備に努めます。

また、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育・保育がなされるようインクルーシブ教育の推進を図ります。

基本目標3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

障害者が、個性や能力を最大限に発揮し、社会活動へその人らしくいきいきと参加している地域社会づくりを推進します。社会参加の最たるものともいえる就労については、働く意欲のある人が、自分に合った働き方ができ、生きがいを感じられる機会が広がる環境づくりを推進するとともに、就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進します。

また、障害者への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

基本目標4 障害のある人の地域生活の基盤づくり

障害者の地域生活支援体制を整えるため、「地域活動支援センター」など日中活動の場の確保、グループホームなどの居住の場の確保、「生活訓練」など各種支援サービスの実施により、障害者の地域生活を支援するための基盤づくりを進めます。

3 計画の基本視点

計画の「基本理念」や「基本目標」を実現するため、本計画を進めていくに当たっての基本視点は、『福生市総合計画（第5期）』と『第6期福生市地域福祉計画』の行動指針と連動した次の五つとします。

【 五つの基本視点 】

生み出す

これまで地域にあったもの、考え方、関係性、活力を基に新たな展開を作り出すことを指し、取組によって生み出されたものの存在が新しい福生市の価値を作り出すことにつなげます。

守る

福生市に受け継がれている想いのたすきを大事にすることや福生市に関わるものを犯罪、災害、事故などの脅威から遠ざけることを指し、福生市の誇りを大事にし、安心して生活できるまちの環境整備につなげます。

育てる

福生市に関わるものが成長・発展できるように力を注ぐこと、また、能力を発揮できることを指し、福生市でできることの範囲と将来の選択肢を広げることにつなげます。

豊かにする

福生市に関わるひとの考え方や生活、そして、それを取り巻く環境を多様化し、充実させることを指し、「ひと」、「まち」、「暮らし」の水準を引き上げ、日々の暮らしをより良いものにするにつなげます。

つなぐ

福生市に関わるもの同士を切れないように保つこと、現在から将来に続く流れが途切れないように保つこと、離れているもの同士を引き合わせることを指し、その輪を広げていくことにつなげます。

基本
理念

安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現

基本
視点

生み
出す

守る

育てる

豊かに
する

つなぐ

基本目標

施策の方向



【 施 策 】

基本 目標 1	(1)	①継続的な相談支援体制の充実 ③精神障害者相談支援事業の充実 ⑤基幹相談支援センターの充実 ⑦障害福祉等サービスに関する情報提供の充実	②相談支援事業の推進 ④高次脳機能障害者相談支援の充実 ⑥障害に配慮した情報提供の充実	
	(2)	①福祉サービス総合支援事業の推進 ③成年後見制度法人後見支援事業の実施 ⑤障害児の虐待の防止等	②成年後見制度支援事業の周知・促進 ④障害者虐待防止センターの充実	
	(3)	①訪問系サービスの実施 ③重度身体障害者（児）訪問入浴サービスの実施 ④補装具費の支給 ⑥短期入所サービスの実施	②重度身体障害児入浴サービスの実施 ⑤おむつ等の助成 ⑦サービス等利用計画の作成	
	(4)	①手話通訳奉仕員の派遣 ③テレビ電話手話通訳サービス等の実施	②手話通訳奉仕員の養成 ④中等度難聴児発達支援事業の実施	
	(5)	①心身障害者福祉手当の支給 ③障害児福祉手当の支給 ⑤特殊疾病患者福祉手当の支給 ⑦児童育成手当（障害手当）の支給 ⑨消費者相談室の実施	②特別障害者手当の支給 ④重度心身障害者手当の支給 ⑥特別児童扶養手当の支給 ⑧公的扶助、年金、手当の周知	
	(6)	①救急通報システム事業の実施 ③防災行政無線の聴覚障害者対応 ⑤避難行動要支援者の支援体制の整備 ⑦災害時の避難行動等に関する周知 ⑨救急医療情報キットの周知	②住宅火災通報システム事業の実施 ④TCNによる火災等告知放送 ⑥ヘルプマークの周知 ⑧福祉避難所の確保と周知 ⑩施設のバリアフリー化	
基本 目標 2	(1)	①乳幼児健康診査の実施 ③臨床心理士等の巡回相談の実施 ⑤教育・保育施設での障害児の受入れ ⑦学童クラブでの障害児の受入れ ⑨障害児相談事業の実施	②発育・発達支援につながる連携の推進 ④児童発達支援の実施 ⑥保育所等訪問支援の実施 ⑧放課後等デイサービスの実施 ⑩児童館における障害児対象事業の実施	
	(2)	①継続的・計画的な支援づくりの実現	②関係機関との連携による支援体制の充実	
	(3)	①特別支援教育の充実	②交流及び共同学習の充実	
基本 目標 3	(1)	①理解を深めるための啓発の推進 ③社会教育における福祉教育の充実 ⑤当事者会・家族会の活動の支援	②学校教育における福祉教育の充実 ④障害者施設授産品販売の支援	
	(2)	①優先調達法の活用 ②手話通訳者の配置 ④障害者青年学級の実施	③図書等宅配サービスの実施 ⑤スポーツ・レクリエーション事業の実施	
	(3)	①福祉バスの利用促進 ④タクシー費用の助成 ⑦移動支援の実施 ⑩ハンディキャブの貸し出し	②自動車運転教習費の助成 ⑤自動車ガソリン費用の助成 ⑧行動援護の実施	③自動車改造費の助成 ⑥同行援護の実施 ⑨移送サービス事業の実施
	(4)	①就労支援事業の実施 ③障害者雇用への理解の促進 ⑤就労定着支援の実施	②障害者就業・生活支援センターとの協働推進 ④就労移行支援の実施 ⑥職場体験実習の実施	
基本 目標 4	(1)	①生活介護の実施 ③日中一時支援の実施	②就労継続支援の実施 ④地域活動支援センター事業の実施	
	(2)	①グループホームへの支援	②住宅設備改善費給付事業の実施	
	(3)	①自立支援医療（更生医療費）の助成 ③自立支援医療（育成医療費）の支給 ⑤精神保健対策の充実	②自立支援医療（精神通院医療費）の助成 ④小児精神障害者入院医療費助成	
	(4)	①関係機関のネットワーク構築 ④自立生活援助の実施	②地域移行の支援 ⑤福祉サービス充実のための研修参加	③地域定着の支援

第4章 基本計画

1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

(1) 相談体制・情報提供の充実

現状と課題

障害者が安心して暮らしていくためには、地域で気軽に相談できる体制や、障害福祉サービス等の情報を得やすいことが重要な条件になります。また、地域共生社会の実現に向けて分野を超えた包括的な支援が求められている中、相談支援は重要な役割を担っています。

福生市高齢者・障害者生活実態調査（以下、「生活実態調査」という。）の結果によると、「あなたや支援者が、生活上の悩みや困ったことを相談するのはどこですか」という設問では、すべての障害の種別において「家族・親族」の割合が最も多くなっていますが、「相談する人がいない」は10%以下となっています。

「今後、市に何を期待しますか」という設問では、「相談支援の充実」、「障害福祉サービスに関する情報提供」は約2割～3割台となっています。

今後は、様々な相談ニーズに対応すべく、相談サービスに関する情報提供等相談支援体制を充実していくことが必要です。また、障害の程度や状況によって、求める支援が異なるため、そのニーズを的確に把握し、適切な支援につなげる相談員のスキルの向上も図っていくことが必要です。

また、障害等がある方やその介護者等の背景にある地域の現状・課題等の情報共有や協議等を行うとともに、自殺リスクを抱える可能性のある人への支援が求められています。

施策の方向

障害者の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関との連携を図るとともに、障害者が相談しやすい体制の充実を図ります。また、障害者が様々な情報を入手できるように、障害の特性に応じた情報提供に努めます。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①継続的な相談支援体制の充実	担当部署が連携し、障害の有無に関わらず、発達の段階に応じて、特別な配慮が必要な子どもから高齢者まで切れ目のない継続的な相談支援体制を整備します。	社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課 健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課
②相談支援事業の推進	在宅の障害者及びその家族等の地域での生活を支援するため、「福生市障害者自立生活支援センター すてっぷ」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
③精神障害者相談支援事業の充実	「精神障害者地域活動支援センター ハッピーウイング」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
④高次脳機能障害者相談支援の充実	作業療法士等の有資格者による「高次脳機能障害者支援員」を配置し、高次脳機能障害者、その家族等への相談支援の充実を図ります。	障害福祉課
⑤基幹相談支援センターの充実	障害福祉に係る総合的な相談に対応するとともに、権利擁護、虐待防止等に係る支援をします。また、必要に応じて地域の相談機関との連携、専門機関の紹介を行い、基幹相談支援センターの充実を図ります。	障害福祉課
⑥障害に配慮した情報提供の充実	SPコード、デイジー等により、障害の特性に配慮した情報提供の充実を努めます。	全庁
⑦障害福祉等サービスに関する情報提供の充実	広報、ホームページ、ガイドブック、情報メールを活用し、障害者が適切なサービスを受けることができるよう情報提供の充実を努めます。	障害福祉課

(2) 権利擁護体制の確立.....

現状と課題

判断能力が十分でない障害者が、自分らしい生活を自身で選択できるよう、その権利を守る仕組みが不可欠です。

生活実態調査の結果によると、「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知状況は、前回同様、すべての障害の種別において1割台半ばと低くなっています。

市の行事、福祉、保健に関する情報を知る手段は、すべての障害の種別において「市の広報・ホームページ・情報メール」の割合が最も多くなっており、3割～5割台となっています。

権利擁護を推進していくために、障害者の権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、権利擁護を担う専門的人材の育成、確保にも取り組んでいくことが必要です。

施策の方向

判断能力が不十分な障害者に対して、本人の意思をできる限り生かしながら、権利擁護と財産管理を支援するために、成年後見制度の利用促進を図ります。また、障害者の権利擁護を進める中で、市民や関係機関への虐待防止に関する制度の周知啓発に取り組むとともに、速やかに障害者虐待に対応できる体制の充実に努めます。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①福祉サービス総合支援事業の推進	福祉センター内「成年後見センター福生」で成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)など総合的な福祉サービス支援、権利擁護の事業を実施します。	社会福祉課
②成年後見制度支援事業の周知・促進	「成年後見制度支援事業」の周知と利用促進を図り、障害者等への支援を図ります。一定の要件に該当する人について、「成年後見制度利用支援事業」を促進します。	社会福祉課 障害福祉課
③成年後見制度法人後見支援事業の実施	今後の成年後見制度利用者の増加に対応するため、法人後見を活用することについても検討します。	社会福祉課
④障害者虐待防止センターの充実	「福生市障害者虐待防止センター」の機能を充実し、関係機関と連携しながら虐待の防止、早期発見、早期対応等に努めていきます。	障害福祉課
⑤障害児の虐待の防止等	学校、保育所等及び医療機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を充実させ、就学する障害児や保育所等に通う障害児等への虐待防止を図ります。	障害福祉課 健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課

(3) 障害福祉サービスの充実.....

現状と課題

障害福祉サービスには、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」があり、障害の種別や程度、家族の状況など勘案すべき事項を踏まえ、障害者の個別のニーズに添ったサービスの提供を行っています。

生活実態調査の結果によると、現在利用しているサービスのサービス量について、「充分である」が2割～4割台となっています。一方、「利用していない」は3割～5割台となっています。

市に期待することの中では、「障害福祉サービスの充実」、「障害福祉サービスに関する情報提供」が2割～3割台、「障害福祉サービス提供事業者の育成」がおおむね1割～2割となっています。

個々の障害者のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、在宅サービスの質的な充実が必要です。

施策の方向

障害者が住み慣れた地域で自分らしい生活を維持していくため、障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障害の状態に対して適切なサービスの提供とニーズに応じた支援の充実を図ります。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①訪問系サービスの実施	身体介護・家事援助などのサービスを必要とする障害者が在宅で安定した日常生活を送ることができるように、「訪問系サービス」の充実を図ります。	障害福祉課
②重度身体障害児入浴サービスの実施	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。	障害福祉課
③重度身体障害者(児)訪問入浴サービスの実施	自宅の浴室等で入浴することが困難なおおむね6歳から65歳未満の在宅の重度身体障害者(児)の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを実施します。	障害福祉課
④補装具費の支給	障害者の日常生活機能を向上させて地域での自立生活を容易にするため、補装具費を支給します。	障害福祉課
⑤おむつ等の助成	常時臥床の状態又はそれに準ずる状態の重度心身障害者(児)におむつ等を助成します。	障害福祉課
⑥短期入所サービスの実施	在宅の障害者が、保護者又は家族の疾病等の理由により家庭において介護を受けることが困難になった場合に、施設等を一時的に利用するサービスの充実を図ります。	障害福祉課
⑦サービス等利用計画の作成	障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用する全ての障害者のために指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が適切なサービス等利用計画を作成することができるように努め、ケアマネジメントの充実を図ります。	障害福祉課

(4) 意思疎通支援の充実.....

現状と課題

障害者を取り巻く状況や社会が変化中、障害の種類や障害者のニーズの多様化にともなう、分かりやすい、多様な情報発信が求められています。

近年では、情報通信技術の進展が障害者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者等の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要となっています。

施策の方向

手話通訳奉仕員の養成確保、ICTの活用などを図り、コミュニケーションに支障がある障害者に対し、きめ細かな意思疎通支援の充実を図ります。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①手話通訳奉仕員の派遣	聴覚及び言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人へ、手話通訳奉仕員を派遣します。	障害福祉課
②手話通訳奉仕員の養成	手話通訳奉仕員の養成研修を実施し、技術のレベルアップに努めます。また、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成に関する情報提供等を行います。	障害福祉課
③テレビ電話手話通訳サービス等の実施	聴覚障害者や外国人と円滑な意思疎通を図るため、手話通訳、多言語通訳が利用できる専用のタブレット端末を設置します。	障害福祉課
④中等度難聴児発達支援事業の実施	両耳の聴力レベルが30dB以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	障害福祉課

(5) 経済的支援の実施

現状と課題

障害者が地域で安心して生活していくために、経済的に安定していることは不可欠の要素です。生活実態調査においても、経済的支援に関する意見があげられています。

生活安定への支援の観点から、引き続き障害者への手当等の適正な支給や諸制度の周知を推進していく必要があります。

施策の方向

障害者やその家族の経済的な不安や負担の軽減を図るため、各種の経済的支援を行います。また、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、各種制度の周知を図ります。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①心身障害者福祉手当の支給	心身障害者が受給できるよう情報提供に努め、適正に手当を支給します。	障害福祉課
②特別障害者手当の支給	20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課
③障害児福祉手当の支給	20歳未満で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時の介護を必要とする児童に、手当を支給します。	障害福祉課
④重度心身障害者手当の支給	心身に特に重度の障害があるため常時複雑な介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課
⑤特殊疾病患者福祉手当の支給	原因が不明で治療方法が確立されていない疾病のうち、その経過が慢性にわたるなど特殊な疾病に罹患している人に、手当を支給します。	障害福祉課
⑥特別児童扶養手当の支給	20歳未満の重度心身障害児を家庭で監護又は養育している人に東京都が手当を支給します。(市が申請受付)	子ども育成課
⑦児童育成手当(障害手当)の支給	20歳未満の重度心身障害児を扶養している人に、手当を支給します。	子ども育成課
⑧公的扶助、年金、手当の周知	制度についての周知に努め、対象となる全ての人が年金や各種手当等を受給できるように図ります。	保険年金課 社会福祉課 障害福祉課 子ども育成課
⑨消費者相談室の実施	市役所での消費生活相談員による「消費者相談室」を継続し、障害者も含めた市民の消費生活についての苦情や相談を受け付け、解決を支援します。	シティセールス推進課

(6) 地域の安全と災害時を想定した対応.....

現状と課題

障害者にとって、緊急時や災害時の対策の充実は、地域における安全・安心な生活を担保する重要な要素であるといえます。

生活実態調査の結果によると、市に期待することについては、すべての障害の種別において「障害者に配慮したまちづくり」の割合が約2割～3割となっており、「災害時の対応に関する情報提供」は1割台半ば～2割台となっています。

「災害発生時、心身の健康面や生活面で困ること」という設問では、健康上困ることがあると回答した人が、知的障害者では1割台、その他の障害の種別では、3割～4割台半ばとなっています。災害発生時の自力避難の可否については、「支援がないと困難だと思う」は、すべての障害の種別において3割台半ば～約6割となっています。

災害発生に伴う避難時に支援してくれる人については、「支援者はいない」がすべての種別において1割台半ば以下となっています。

日頃から障害者に対する防災知識の普及啓発、支援体制の充実等、地域における防災対策を推進することが必要です。

施策の方向

緊急時や災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備を図るとともに、避難行動支援希望者登録台帳への登録促進や市民の協力による地域の安全や災害時の支援体制づくりを推進します。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①救急通報システム事業の実施	ひとり暮らし等の在宅の重度身体障害者、難病患者等に専用通報機と無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき消防庁へ通報するとともに、地域の協力員の援助を受けて救急車による病院への搬送に対応します。	障害福祉課
②住宅火災通報システム事業の実施	救急通報システム機器に住宅用火災警報器を接続することにより火災の発生を東京消防庁に自動通報するシステムを、18歳以上でひとり暮らしの重度心身障害者の自宅へ設置します。	障害福祉課
③防災行政無線の聴覚障害者対応	災害時における聴覚障害者への情報提供に配慮し、防災行政無線の文字表示による情報提供に努めます。	安全安心 まちづくり課
④TCNによる火災等告知放送	防災行政無線で市内広報した火災情報(住所等)と同じ内容をTCNのテレビ画面上にテロップ表示し、視覚による情報を提供します。	安全安心 まちづくり課
⑤避難行動要支援者の支援体制の整備	消防署、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携して避難行動要支援者の把握に努め、支援体制を整備していきます。	安全安心 まちづくり課
⑥ヘルプマークの周知	ヘルプカードやヘルプバンドナ等の配布を行い、ヘルプマークを様々な機会に広く周知し、日常利用に加え避難先での生活に活用できる体制を整えます。	障害福祉課
⑦災害時の避難行動等に関する周知	「障害者のための災害時避難行動マニュアル」や「災害時の避難誘導 障害者を支援する時のポイント」等を掲示・配布して周知を図り、災害時に避難行動要支援者が円滑に避難できるように努めます。	障害福祉課
⑧福祉避難所の確保と周知	災害時に一般の避難所での集団生活が困難な強度行動障害者など、特に配慮を必要とする障害者のための福祉避難所を確保するとともに周知を図ります。	安全安心 まちづくり課 障害福祉課
⑨救急医療情報キットの周知	救急医療に役立つ「救急医療情報キット」の周知と配布に取り組みます。	介護福祉課
⑩施設のバリアフリー化	道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅、不特定多数の市民が利用する民間事業所のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進します。	社会福祉課 道路下水道課 施設公園課

2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり（福生市障害児福祉計画）

（1）障害の早期発見と障害児の療育支援.....

現状と課題

障害児への適切な療育支援には、幼児期における障害の早期発見が重要となります。

前期計画時（平成 29 年 5 月 1 日現在）より障害のある就学前の子ども数や児童・生徒数は増加し、児童発達支援や障害児相談支援においてサービスの提供状況が計画値を上回っている状況があります。

障害や疾病の早期発見・早期療育などのために、障害特性をよく理解した専門性の高いサービスの充実が必要であり、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障害の状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが重要です。

施策の方向

障害の早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けられる体制や相談体制を整備し、様々なニーズに的確に対応し、障害児やその保護者が安心して充実した生活を送ることができるよう、関連情報の提供や関係機関との連携を図りながら健やかな発育・発達を支援し、療育支援環境の充実に努めます。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健全な発育・発達と疾病等の早期発見・早期治療を目指し、受診率の向上、保健指導の内容の充実を図りながら、引き続き乳幼児健康診査を実施します。	健康課
②発育・発達支援につながる連携の推進	乳幼児健診や健診後のフォロー事業から各乳幼児施設・機関までの、発育・発達支援につながる連携を進めます。	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課
③臨床心理士等の巡回相談の実施	臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	健康課 子ども家庭支援課
④児童発達支援の実施	未就学の障害児に対して、児童発達支援又は医療型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。また、重症心身障害児で外出が著しく困難な児童に対しては、居宅訪問型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	障害福祉課
⑤教育・保育施設での障害児の受入れ	幼稚園、認定こども園、保育園では、保育士等の支援により集団生活が可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することで、健全な社会性の成長、発達を促進します。また、障害児のいる保護者の就労等を支援します。	子ども育成課
⑥保育所等訪問支援の実施	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障害福祉課
⑦学童クラブでの障害児の受入れ	全ての学童クラブにおいて、指導員等の支援により集団生活が可能で、かつ通所することができる障害児を受け入れ、健常児とともに育成することで、健全な社会性の成長、発達を促進します。また、障害児のいる保護者の就労等を支援します。	子ども育成課
⑧放課後等デイサービスの実施	学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	障害福祉課
⑨障害児相談事業の実施	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	健康課 子ども育成課
⑩児童館における障害児対象事業の実施	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。	子ども育成課

(2) 切れ目のない障害児サービスの充実.....

現状と課題

障害児の支援に当たっては、子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促し、障害児の状態を把握し、それぞれの個性が生かされる支援が求められます。

障害児については、就学前と就学後で生活や教育環境が変化するため、教育・保育施設、その他関係機関との連携により、就学前の療育支援情報を有効活用する方法が課題となっています。

子どもの発育・発達に合わせた一人ひとりの障害児に対応できる専門性の高い支援体制を確保し、状況に応じたきめ細かな支援や支援の質の向上を図っていく必要があります。

さらに、就労への移行等、ライフステージを通じた包括的な切れ目のない支援に向けて、関係機関との連携の仕組みを充実させていくことが必要です。

施策の方向

母子保健から、障害福祉、医療・療育機関、教育委員会、労働等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って、子どもの発育・発達段階に応じた適切な支援を総合的かつ計画的に進めていきます。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①継続的・計画的な支援づくりの実現	就学前から就学へと発達支援がつながっていくための継続的・計画的な支援づくりの実現・充実を図ります。更に、就労への移行等、包括的な切れ目のない支援に努めます。	障害福祉課 健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育指導課 教育支援課
②関係機関との連携による支援体制の充実	東京都発達障害者支援センター、保健所等、関係機関と連携した支援体制の充実に努めます。	障害福祉課 健康課

(3) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進.....

現状と課題

障害児の可能性を最大限伸ばし、将来、社会的に自立していけるようにするため、子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた教育は、重要な役割を果たします。

一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育がなされる体制の充実を図るとともに、関係機関と連携した支援体制の充実と情報共有を推進していくことが必要です。

施策の方向

障害児が、障害の状況に応じた適切な教育を受けられるように、教育内容の充実と教職員のスキルアップを図ります。子ども達が障害の有無にかかわらず、「ともに遊び、ともに学ぶ」機会の充実に努め、お互いを尊重し支え合う心を育み、豊かな人格を形成するとともに、地域の中で学べる環境づくりに努めます。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、指導内容・方法の充実や合理的配慮の提供、「特別支援学級指導補助員」の活用を進めます。また、専門家による巡回相談の充実により、障害特性に応じた適切な教育的支援を行うよう努めます。	教育指導課 教育支援課
②交流及び共同学習の充実	障害児の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備・充実を図ります。また、交流・共同学習の積極的な推進によって、相互理解を促進していきます。	教育指導課 教育支援課

3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

(1) 障害の理解と合理的配慮の推進

現状と課題

障害者が地域の中で安心して暮らし、社会参加していくためには、健常者の理解が重要な要件となります。

生活実態調査の結果によると、知的障害者では「差別用語を使われた」、精神障害者では「暴言・暴力による虐待を受けた」と「希望する仕事に就職できなかった」が約2割となっています。市に期待することについては、「障害者差別解消・障害者理解の促進」が全ての障害の種別において約1割～約3割となっています。

住み慣れた地域で暮らしていくために、市民との交流や障害者の社会参加を促進し、障害者への理解を深めていく必要があります。

施策の方向

障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮に向けた啓発活動を推進するとともに、全ての人が安心して心豊かに暮らせるように、障害者理解の啓発に努めます。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①理解を深めるための啓発の推進	市の広報、ホームページ、情報メール、イベント、パンフレット等によって、福祉情報の提供や理解の促進に努めます。	障害福祉課
②学校教育における福祉教育の充実	総合的な学習の時間や特別活動でのボランティア体験学習や障害者との交流学習などを通して、福祉教育の充実に努めます。	教育指導課 教育支援課
③社会教育における福祉教育の充実	「心のバリアフリー」や「互いに支え合い、共に生きることができる社会」等の実現を目指し、福祉教育の充実に努めます。	公民館
④障害者施設授産品販売の支援	市役所内で障害者施設の授産品販売を支援することにより、障害者の自立を促進します。また、障害者と健常者の交流の機会を増やし、障害者に対する理解を促進し、市民への普及啓発の機会とします。	契約管財課 障害福祉課
⑤当事者会・家族会の活動の支援	障害者と家族が支え合い、地域で生活する力を養えるよう、当事者会・家族会への情報発信等により活動を支援します。	障害福祉課

(2) 社会参加の促進

現状と課題

障害者が地域でいきいきとした生活を送ることは、社会参加を促す上で重要です。

生活実態調査の結果によると、「楽しみや生きがいは何ですか」という設問では、すべての障害の種別において「趣味・娯楽」が約5割～6割台と最も多く、「旅行」、「友人とのつきあい」も約2割～3割台半ばと多くなっています。市に期待することについては、1割弱の人が「文化・スポーツ活動の充実」と回答しています。

多様な機会を通じて市民とふれあい、障害者が積極的に社会活動に参画できるように、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等への参加を働き掛けていくことが必要です。

施策の方向

障害者が、地域において生きがいを持ち、ゆとりや潤いのある生活を送るため、生涯学習機会の充実を図るとともに、気軽にスポーツ・文化・レクリエーション活動等に参加できるよう、障害があっても参加できる環境づくりや配慮を推進します。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①優先調達法の活用	優先調達法の活用により、障害者施設の活動の充実と障害者の自立の促進を目指します。	全庁
②手話通訳者の配置	議会本会議、委員会及び公民館事業に、必要に応じて手話通訳者を配置し、聴覚障害者にも活動の場を広げ、自主的な活動ができるよう支援します。	議会事務局 公民館
③図書等宅配サービスの実施	身体障害者(視覚障害又は肢体不自由の2級以上)等に図書等の宅配サービスを実施します。	図書館
④障害者青年学級の実施	義務教育終了後、集団活動を通じた学習や基礎的生活習慣の取得、仲間づくりを行う機会として「青年学級にじのはらっぱ」を実施します。	公民館
⑤スポーツ・レクリエーション事業の実施	障害者を対象にした各種スポーツ・レクリエーション事業を実施します。	スポーツ推進課

(3) 外出支援施策の推進.....

現状と課題

障害者が社会参加していくために、外出や移動の手段の確保は切実な課題です。生活実態調査の結果によると、外出の手段については、精神障害者は「徒歩」、その他の種別においては「自家用車」が最も多くなっています。

また、「今後やってみたいことについて」の設問では、身体障害者、知的障害者、精神障害者は「趣味・娯楽」が最も多く、次いで「旅行」となっています。難病患者は「旅行」が最も多く、次いで「趣味・娯楽」となっています。「趣味・娯楽」、「旅行」共に3割～4割台となっており、外出の際の移動手段の需要は高まっています。また、「市に期待することについて」の設問でも「移動手段の確保」をすべての種別で期待しています。

移動の問題は、外出の際の壁になっていることが考えられ、障害者の社会参加を促進するためにも、移動・交通対策を充実していくことが必要です。

施策の方向

障害者が日常生活の中で、気軽に安心して外出できるように、社会参加促進のための助成や、障害特性に応じた外出時の支援の実施など、多面的な施策の充実を図ります。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①福祉バスの利用促進	障害者等の外出をサポートするため、福祉バスの周知と利用を促進します。	障害福祉課 介護福祉課
②自動車運転教習費の助成	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自動車運転教習費用の一部を助成します。	障害福祉課
③自動車改造費の助成	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自ら所有し運転する自動車を改造する必要がある人に、費用の一部を助成します。	障害福祉課
④タクシー費用の助成	電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な重度の障害者にタクシー費用の一部を助成します。	障害福祉課
⑤自動車ガソリン費用の助成	障害者が日常生活の利便及び拡大を図るため利用する自動車のガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
⑥同行援護の実施	重度視覚障害者(児)の外出時に同行して移動に必要な情報の提供や支援を行います。	障害福祉課
⑦移動支援の実施	円滑に外出できるよう、移動を支援する事業を実施します。	障害福祉課
⑧行動援護の実施	行動上、著しい困難を有する障害者が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。	障害福祉課
⑨移送サービス事業の実施	移送サービスを必要とする人のため、運転ボランティアの協力等により車いす専用車(ハンディキャブ)の運行を行う事業を支援します。(社会福祉協議会が実施)	介護福祉課
⑩ハンディキャブの貸し出し	歩行困難な方の外出の際に、家族や知人に車いす専用車(ハンディキャブ)を貸し出す事業を支援します。(社会福祉協議会が実施)	介護福祉課

(4) 就労の支援・促進

現状と課題

障害者の経済的自立を図る上で、就労は大変重要です。

生活実態調査の結果によると、現在の就労状況については、すべての障害の種別において「今後も現在の仕事を続けたい」が約2割～3割台半ば、「現在働いていないが、今後働きたい」が身体障害者、難病患者では約1割、知的障害者、精神障害者では2割前後となっています。

「働く場」を充実させるために必要なことについて、「自分に合う仕事の紹介や相談をしてくれるところ」「社会的自立や訓練を行う施設」が求められています。

「今後、市に何を期待しますか」という設問では、「就労支援の充実」が身体障害者、難病患者では約1割、知的障害者、精神障害者では3割台となっています。企業側の理解を深め、それぞれの障害特性に応じた働き方への配慮がされた働きやすい環境をつくるとともに、多様な働く場の確保が必要です。

施策の方向

障害者の雇用を促進するために、企業への障害者雇用の普及啓発や就労機会、多様な障害特性に応じた就労の場の確保を図るとともに、就労定着支援事業により支援をします。また、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、継続して福祉的就労の場の提供を支援します。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①就労支援事業の実施	障害者の一般就労に向け、「福生市障害者自立生活支援センター すてっぷ」の就労専門職員が、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながらきめ細やかな支援を行います。	障害福祉課
②障害者就業・生活支援センターとの協働推進	障害者の自立を目指し、就職のあっせんや生活相談などを地域の支援機関と連携して実施する「障害者就業・生活支援センター」と協働し、就労面と生活面の支援を一体的に推進します。	障害福祉課
③障害者雇用への理解の促進	企業等の障害者雇用への理解を促進するため、ハローワーク等と連携して各種啓発等を行うとともに、法定雇用率の達成を目指して協力を求めています。	障害福祉課
④就労移行支援の実施	一般企業などへの就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
⑤就労定着支援の実施	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。	障害福祉課
⑥職場体験実習の実施	就労支援事業所等との連携により、就労を希望している障害者の就労意欲を高め、自立した生活及び社会参加の促進を図ります。	障害福祉課

4 障害のある人の地域生活の基盤づくり

(1) 日中活動の場の確保.....

現状と課題

障害者が地域で自分らしく生活するためには、地域に様々な日中活動の場があることが大切です。

生活実態調査の結果によると、働く場や活動の場を充実させるため、必要と思うものについては、知的障害者と精神障害者は「自分に合う仕事の紹介や相談をしてくれるところ」が順に 52.7%、58.7%で最も多く、次いで「日常生活の支援、日常的な相談や地域交流活動を行う施設」が順に 38.5%、38.8%、「社会的自立や訓練を行う施設」が順に 36.3%、33.3%となっています。

障害者が自分の希望や状態にあった日中活動を選んで利用できるよう、引き続き障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や「地域活動支援センター」などの様々な日中活動を提供できるようにすることが必要です。

施策の方向

障害者が地域で生活しながら、自己実現をしていくために、地域での日中活動の場を確保し、生活介護や就労継続支援事業等の日中活動系サービスの充実を図ります。また、日中一時支援、地域活動支援センター等、日中の居場所づくりを推進します。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①生活介護の実施	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	障害福祉課
②就労継続支援の実施	一般企業への就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
③日中一時支援の実施	介護者が緊急、その他やむを得ない理由により介護できないときに、障害者の日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。	障害福祉課
④地域活動支援センター事業の実施	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、地域での自立した生活の支援と社会参加の促進を図ります。	障害福祉課

(2) 居住の場の確保

現状と課題

障害者が地域で生活するためには、居住の場の確保は必要不可欠です。

生活実態調査の結果によると、今後のサービスの利用意向については、身体障害者と知的障害者は「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」が最も多く順に 25.8%、34.1%、次いで「自宅で在宅サービスを継続利用したい」が順に 23.7%、14.3%となっています。精神障害者と難病患者は「自宅で在宅サービスを継続利用したい」が最も多く順に 25.4%、26.7%、次いで「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」が順に 19.4%、22.5%となっています。

地域で自分らしく暮らしていくことができるための受け皿となる住まいの確保や経済的支援の充実が必要です。

施策の方向

障害者が地域において自立した日常生活を送ることができるようにグループホームの運営を支援します。また、住宅の確保と住環境の整備を図るため、住宅設備改善に関する給付事業の実施体制を維持するように努めます。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①グループホームへの支援	障害者の自立生活の支援・促進のため、居住の場であるグループホームの運営の支援を図ります。また、入居する障害者への支援を行います。	障害福祉課
②住宅設備改善費給付事業の実施	重度身体障害者(児)に、住宅の整備、改善に要する経費を給付し、地域での自立した生活を支援します。	障害福祉課

(3) 保健・医療サービスの充実.....

現状と課題

障害の原因となる疾病予防や早期発見、早期治療に努めること、また、高齢化等による障害の重度化を予防することからも、その対応を図ることは重要です。

障害者の生活の質を高めるためには、保健サービスや医療を充実させ、適切なサービスの提供を図ることにより、障害の予防・早期発見・早期治療に努めることが必要です。

施策の方向

乳幼児期を中心とした健康診査、保健指導、相談事業等により、障害の早期発見と早期療育の体制を充実することにより、障害の軽減や健康の増進とともに健やかな成長を支援します。また、医師会等の関係機関と連携して障害者の地域生活の基盤となる保健・医療サービスの充実を図り、保健センター等と連携して精神保健福祉相談体制の充実を図ります。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①自立支援医療 (更生医療費)の助成	18歳以上の身体障害者を対象に、障害の程度を軽減し、障害を取り除いて日常生活や職業の能力を高めるために必要な医療費の本人負担分を軽減します。	障害福祉課
②自立支援医療 (精神通院医療費)の助成	精神疾患を理由として継続的に通院が必要な人の医療費の自己負担分を軽減します。	障害福祉課
③自立支援医療 (育成医療費)の支給	18歳未満で肢体不自由、視覚障害、心臓障害等の機能障害があり、手術等により改善が見込まれる人の、医療費の本人負担分を軽減します。	子ども育成課
④小児精神障害者 入院医療費助成	精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	障害福祉課
⑤精神保健対策の充実	様々な機会を通して、「こころの健康」についての普及啓発を行い、相談体制の充実を図り、問題を早期に発見し、適切な支援を受けられるように努めます。	障害福祉課 健康課

(4) 地域移行・地域定着の支援と促進

現状と課題

施設入所者等が安心して地域生活に移行していくためには、関係機関の連携、地域移行支援、地域定着支援等の取組が重要ですが、障害福祉計画における成果目標である「福祉施設入所の地域生活への移行」の目標は達成できていません。

生活実態調査の結果によると、市に期待することについては、「障害者に配慮したまちづくり」が1割～3割台となっています。

障害者施設等が地域の障害者支援の拠点となり、多様な主体による支援や市民の理解と協力を得ながら、地域への移行に向けた更なる支援の充実が必要です。

施策の方向

障害者支援施設入所者又は精神科病院に入院している方に、住居の確保、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を活用し、スムーズに地域生活へ移行できるよう、地域相談支援体制を整備し、保健所、医療機関、サービス提供事業所等との連携を図ります。また、居宅で単身生活をする障害者の支援に取り組みます。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①関係機関のネットワーク構築	障害者支援施設、医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して、施設入所者や精神科病院に入院している方の地域移行・地域定着に取り組みます。	障害福祉課
②地域移行の支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象に、地域生活を送るための計画作成、相談支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。	障害福祉課
③地域定着の支援	居宅において単身で生活している障害者を対象に、常に連絡の取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	障害福祉課
④自立生活援助の実施	障害者支援施設、グループホーム等から居宅生活へ移行する障害者等について、定期的な巡回訪問等により地域生活を支援します。	障害福祉課
⑤福祉サービス充実のための研修参加	行動障害を有する者、精神障害者や罪を犯した障害者の特性に応じた支援を実施できるよう、関係機関への研修周知及び研修参加に努めます。	障害福祉課

第5章 令和5年度の将来像

1 障害者数の推計

市の人口は減少傾向にあるものの、障害者（手帳所持者）数はおおむね増加傾向を示しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加などにより、障害者数は今後も増加すると予測されます。

第6期障害福祉計画期間の障害者数の推計は、次の表のとおりとなります。各障害の手帳所持者数は、令和5年度で合計2,700人（対人口比4.8%）になると見込まれます。

（単位：人）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口	58,081	57,459	57,185	56,865	56,530	56,157
障害者手帳所持者数	2,523	2,539	2,582	2,625	2,664	2,700
身体障害者手帳所持者数	1,579	1,553	1,558	1,560	1,559	1,558
愛の手帳所持者数	434	454	467	479	492	502
精神障害者保健福祉手帳所持者数	510	532	557	586	613	640
対人口比率	4.3%	4.4%	4.5%	4.6%	4.7%	4.8%

※平成30年度及び令和元年度は実績値、令和2年度以降は推計値（各年度末現在）

2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（国の指針）のポイント

障害福祉計画等は、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備する仕組みを構築した上で、国の定める基本指針に即して定めるものとされています。

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、成果目標を設定することが適当であるとされています。

基本指針の主なポイント

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 福祉施設から一般就労への移行等
- ③ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦ 相談支援体制の充実等
- ⑧ 障害者の社会参加を支える取組
- ⑨ 障害福祉サービス等の質の向上
- ⑩ 障害福祉人材の確保

3 成果目標

国の基本指針を踏まえ、本市では次のとおり成果目標を設定することとします。

(1) 障害福祉計画

成果目標	基本指針に定める目標	数値目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和元年度末時点における福祉施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行する。	3人
	令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減する。	1人減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の場の活性化に向けて取り組む。	—
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を各圏域に1箇所以上整備する。	1箇所
	地域生活支援拠点等機能を充実させ、令和5年度末までに、年1回以上運用状況を検証、検討する。	—
福祉施設から一般就労への移行等	令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にする。	14人
	令和5年度末における就労移行支援事業の利用者数を令和元年度実績から30%以上増加する。	26人
	令和5年度の就労継続支援A型就労移行の実績を令和元年度実績の1.26倍以上にする。	—
	令和5年度の就労継続支援B型就労移行の実績を令和元年度実績の1.23倍以上にする。	8人
	令和5年度における就労移行支援事業等により一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業利用者を70%以上とする。	10人
	令和5年度末における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合を70%以上とする。	1箇所
相談支援体制の充実等	令和5年度末までに相談支援体制の充実等にむけた取組の実施体制を確保する。	—
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに障害福祉サービス等の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	—

(2) 障害児福祉計画

成果目標	基本指針に定める目標	数値目標
障害児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までに児童発達支援センターを1箇所以上設置する。	1箇所
	令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	1箇所
	令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1箇所以上確保する。	1箇所
	令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保する。	1箇所
	令和5年度末までに医療ケア児支援のための関係機関の協議の場を設ける。	—
	令和5年度末までに医療ケア児支援のためのコーディネーターを配置する。	1人

第6章 障害福祉サービスの提供見込み

1 障害福祉サービス・相談支援の提供見込み

障害福祉サービス等の提供見込みは、過去の実績及び国の指針等を勘案しながら、本市の実情を踏まえて定めています。

(1) 訪問系サービス

【 サービス見込み量（月当たり） 】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	2,936 時間	3,025 時間	3,157 時間
居宅介護	1,402 時間	1,307 時間	1,218 時間
重度訪問介護	1,229 時間	1,435 時間	1,675 時間
同行援護	295 時間	273 時間	254 時間
行動援護	10 時間	10 時間	10 時間
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	124 人	128 人	134 人
居宅介護	98 人	99 人	99 人
重度訪問介護	12 人	17 人	24 人
同行援護	13 人	11 人	10 人
行動援護	1 人	1 人	1 人
重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人

【 サービス量の確保方策 】

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

(2) 日中活動系サービス.....

① 生活介護

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,117日	2,180日	2,245日
110人	112人	114人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

② 自立訓練（機能訓練）

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
5日	5日	5日
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

③ 自立訓練（生活訓練）

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
100日	108日	116日
6人	7人	8人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

④ 就労移行支援

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
313日	309日	304日
20人	20人	20人

【 サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

⑤ 就労継続支援A型

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
363日	474日	617日
17人	22人	27人

【 サービス量の確保方策】

利用者のニーズを見極めるとともに、近隣の提供事業者の把握に努めます。

⑥ 就労継続支援B型

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,092日	2,194日	2,300日
184人	207人	234人

【 サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

⑦ 就労定着支援

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
5人	7人	10人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

⑧ 療養介護

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
5人	5人	5人

【サービス量の確保方策】

広域的な枠組みで提供事業者（医療機関）との連携を図り、利用者のニーズを見据えたサービス量を確保していきます。

⑨ 短期入所

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
283日	287日	292日
39人	41人	43人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。また、サービス利用者のニーズを見極め、近隣の提供事業者の情報を提供するとともに、事業者への働き掛けを行い、サービスの迅速かつ円滑な利用の促進に努めます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

② 共同生活援助

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
84人	94人	106人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

③ 施設入所支援

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
38人	38人	37人

【サービス量の確保方策】

国の指針のとおり、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを目指します。

④ 地域生活支援拠点等

【 サービス見込み量（年当たり） 】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置個所数	0箇所	0箇所	1箇所
検証及び検討の実施回数	0回	0回	0回

【サービス量の確保方策】

ニーズや地域資源の把握に努めるとともに、広域的な対応も含めて検討します。

(4) 相談支援.....

① 計画相談支援

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
108人	126人	147人

【サービス量の確保方策】

市内の障害福祉サービス事業者を中心に、事業者指定への働き掛けを行い、サービス等利用計画の量的・質的確保を図ります。

② 地域移行支援

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

事業者や病院との連携に努め、地域移行を促進します。

③ 地域定着支援

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

事業者や病院との連携に努め、地域定着を促進します。

(5) 障害児通所支援

① 児童発達支援

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
70日	66日	63日
20人	23人	27人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携し、サービス量を確保します。

② 医療型児童発達支援

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
5日	5日	5日
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携し、サービス量を確保します。

③ 放課後等デイサービス

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
818日	888日	963日
70人	78人	87人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携し、サービス量を確保します。

④ 保育所等訪問支援

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1日	1日	1日
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携し、サービス量を確保します。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
5日	5日	5日
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携し、サービス量を確保します。

⑥ 障害児相談支援

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
27人	33人	41人

【サービス量の確保方策】

計画相談を担う相談員との連携を図るとともに、障害児相談支援事業所の確保に努めます。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる人数の配置に努めます。

(6) 発達障害者等に対する支援.....

① パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
0人	0人	1人

【サービス量の確保方策】

支援が必要な発達障害の子ども保護者等のニーズを捉え、支援機関等での「パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講」を促進し、サービス量を確保します。

②ペアレントメンターの人数

【サービス見込み量（年当たり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
0人	0人	1人

【サービス量の確保方策】

発達障害の子ども保護者等のサポートや情報提供等を行う「ペアレントメンター」の育成に努めます。

③ピアサポートの活動への参加人数

【サービス見込み量（年当たり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
0人	0人	1人

【サービス量の確保方策】

保健所との連携に努め、「ピアサポートの活動への参加」を促進します。

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

【サービス見込み量（年当たり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	—	1回

【サービス量の確保方策】

重層的な連携による支援体制を構築するため、庁内で連携し、令和5年度に「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」が開催できるよう努めます。

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	—	保健・医療関係:2人 福祉・介護関係:6人 当事者・家族等:2人

【サービス量の確保方策】

「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」に必要な、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の確保に努めます。

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	—	1回

【サービス量の確保方策】

「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」において、目標設定及び評価を検討します。

(8) 福祉施設から一般就労への移行等

① 精神障害者の地域移行支援

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

事業者や病院との連携に努め、精神障害者の地域移行に努めます。

② 精神障害者の地域定着支援

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

事業者や病院との連携に努め、精神障害者の地域定着に努めます。

③ 精神障害者の共同生活援助

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
20人	21人	23人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

④ 精神障害者の自立生活援助

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組.....

【見込み量（年当たり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	2回

【サービス量の確保方策】

「総合的・専門的な相談支援」を実施し、「地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言件数」「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数」「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数」の見込みを設定し、相談支援体制の充実・強化に努めます。

(10) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組.....

【見込み量（年当たり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の整備	無	無	有
審査結果の共有回数	—	—	1回

【サービス量の確保方策】

市職員が「都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修」等に参加し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

令和5年度までに「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果」を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の整備に努めます。

2 地域生活支援事業の提供見込み

(1) 必須事業.....

① 理解促進研修・啓発事業

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
21件	22件	22件

【 サービス量の確保方策 】

市のイベント等において、積極的に障害者の理解を深めるためのパンフレット配布等を行うとともに、市役所内では、定期的に障害者施設で作成した物品販売と施設の活動内容のPRを行うなど、障害者（児）に対する理解促進の機会を増やします。

② 自発的活動支援事業

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
8件	8件	7件

【 サービス量の確保方策 】

障害者とその家族、市民等（当事者会・家族会等）が地域において自発的に行う活動（社会参加促進、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

③ 相談支援事業

【 サービス見込み量（年当たり） 】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所
基幹相談支援センター	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有

【 サービス量の確保方策】

障害者の多様なニーズに対し柔軟に対応ができるよう、事業所との連絡・調整などを行い適切な支援に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
10人	7人	5人

【 サービス量の確保方策】

成年後見制度利用支援事業の周知を図り、サービス量を確保していきます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
無	無	有

【 サービス量の確保方策】

成年後見制度法人後見支援事業の実施について、検討していきます。

⑥ 意思疎通支援事業

【 サービス見込み量（年当たり） 】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者等派遣事業	120人	133人	147人
テレビ電話手話通訳サービス等事業	1台	1台	1台

【サービス量の確保方策】

手話通訳について、市で実施する上級手話講習会などを終了した「福生市手話通訳奉仕員」を利用者へ派遣します。また、専門性の高い高度な通訳が必要な場合は、「東京手話通訳等派遣センター」に委託して利用者への派遣を行います。

⑦ 日常生活用具給付等事業

【 サービス見込み量（年当たり） 】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	4件	4件	4件
自立生活支援用具	5件	4件	3件
在宅療養等支援用具	3件	2件	2件
情報・意思疎通支援用具	2件	1件	1件
排せつ管理支援用具	1,075件	1,061件	1,048件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2件	2件	2件
合計	1,091件	1,074件	1,060件

【サービス量の確保方策】

日常生活用具給付事業の周知に努めるとともに、相談支援などを通して必要な給付が行われるよう支援します。

⑧ 手話通訳奉仕員養成研修事業

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
9人	9人	8人

【サービス量の確保方策】

養成研修を実施し、レベルアップを図りながら手話通訳奉仕員を確保します。

⑨ 移動支援事業

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
72人	79人	86人
827時間	864時間	903時間

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

⑩ 地域活動支援センター

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2箇所	2箇所	2箇所
69人	77人	86人

【サービス量の確保方策】

基本的には市内にある地域活動支援センターの利用を促進しますが、通いやすい距離など物理的な要因や事業所の人員・事業内容等の体制の要因により近隣市町の支援センターを利用する方がいた場合、そのセンターを指定する場合があります。

(2) 任意事業.....

① 更生訓練費支給事業

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズを見据えたサービス量を確保していきます。

② 日中一時支援事業

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

市内外の登録事業者との連携などにより、事業を実施します。

③ 声の広報等発行事業

【 サービス見込み量（1回当たり） 】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
声の市議会だより	14人	14人	14人
声の広報	12人	12人	12人
声のあなたとわたし	8人	8人	8人
声の教育広報	9人	9人	9人

【サービス量の確保方策】

障害者団体、音訳ボランティアグループ等関係機関と連携し、市政情報の迅速かつ正確な伝達に努めます。

④ 重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2人	2人	2人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑤ 重度身体障害児入浴サービス事業

【 サービス見込み量（月当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑥ 自動車運転教習助成事業

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1件	1件	1件

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑦ 自動車改造費助成事業

【 サービス見込み量（年当たり） 】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1件	1件	1件

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

3 提供見込み量一覧

(1) 障害福祉サービス・相談支援の提供見込み量一覧

サービス名		単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問系サービス		利用時間(月)	2,936 時間	3,025 時間	3,157 時間
		利用者数(月)	124 人	128 人	134 人
日中活動系サービス	生活介護	利用日数(月)	2,117 日	2,180 日	2,245 日
		利用者数(月)	110 人	112 人	114 人
	自立訓練(機能訓練)	利用日数(月)	5 日	5 日	5 日
		利用者数(月)	1 人	1 人	1 人
	自立訓練(生活訓練)	利用日数(月)	100 日	108 日	116 日
		利用者数(月)	6 人	7 人	8 人
	就労移行支援	利用日数(月)	313 日	309 日	304 日
		利用者数(月)	20 人	20 人	20 人
	就労継続支援(A型)	利用日数(月)	363 日	474 日	617 日
		利用者数(月)	17 人	22 人	27 人
	就労継続支援(B型)	利用日数(月)	2,092 日	2,194 日	2,300 日
		利用者数(月)	184 人	207 人	234 人
	就労定着支援	利用者数(月)	5 人	5 人	5 人
	療養介護	利用者数(月)	5 人	5 人	5 人
	短期入所	利用日数(月)	283 日	287 日	292 日
		利用者数(月)	39 人	41 人	43 人
居住系サービス	自立生活援助	利用者数(月)	1 人	1 人	1 人
	共同生活援助	利用者数(月)	84 人	94 人	106 人
	施設入所支援	利用者数(月)	41 人	43 人	45 人
	地域生活支援拠点等	設置箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所
	検証及び検討の実施回数	回数(年)	0 回	0 回	0 回
相談支援	計画相談支援	利用者数(月)	108 人	126 人	147 人
	地域移行支援	利用者数(月)	1 人	1 人	1 人
	地域定着支援	利用者数(月)	1 人	1 人	1 人

(2) 障害児通所支援サービスの提供見込み量一覧.....

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	利用日数(月)	70日	66日	63日
	利用者数(月)	20人	23人	27人
医療型児童発達支援	利用日数(月)	5日	5日	5日
	利用者数(月)	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	利用日数(月)	818日	888日	963日
	利用者数(月)	70人	78人	87人
保育所等訪問支援	利用日数(月)	1日	1日	1日
	利用者数(月)	1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数(月)	5日	5日	5日
	利用者数(月)	1人	1人	1人
障害児相談支援	利用者数(月)	27人	33人	41人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数(月)	1人	1人	1人

(3) その他サービスの提供見込み量一覧.....

① 発達障害者等に対する支援

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数(年)	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	配置人数(年)	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数(年)	0人	0人	1人

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数(年)	—	—	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数	参加者数(年)	—	—	保健・医療関係:2人 福祉・介護関係:6人 当事者・家族等:2人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施回数(年)	—	—	1回

③ 福祉施設から一般就労への移行等

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
精神障害者の地域移行支援	利用者数(年)	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	利用者数(年)	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助	利用者数(年)	20人	21人	23人
精神障害者の自立生活援助	利用者数(年)	1人	1人	1人

④ 相談支援体制の充実・強化のための取組

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言件数	指導・助言件数(年)	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	支援件数(年)	1件	1件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	実施回数(年)	1回	1回	2回

⑤ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加人数	参加人数(年)	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の整備	体制整備の有無	無	無	有
審査結果の共有回数	共有回数(年)	—	—	1回

(4) 地域生活支援事業の提供見込み量一覧.....

サービス名		単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施件数(年)	21件	22件	22件
	自発的活動支援事業		8件	8件	7件
	相談支援事業				
	障害者相談支援事業	実施箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	利用者数(年)	10人	7人	5人
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有
	意思疎通支援事業				
	手話通訳者等派遣事業	利用者数(年)	120人	133人	147人
	テレビ電話手話通訳サービス等事業	設置数	1台	1台	1台
	日常生活用具給付等事業				
	介護・訓練支援用具	利用件数(年)	4件	4件	4件
	自立生活支援用具		5件	4件	3件
	在宅療養等支援用具		3件	2件	2件
	情報・意思疎通支援用具		2件	1件	1件
	排せつ管理支援用具		1,075件	1,061件	1,048件
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		2件	2件	2件
	合計		1,091件	1,074件	1,060件
手話通訳奉仕員養成研修事業	実施人数(年)	9人	9人	8人	
移動支援事業	利用者数(月)	72人	79人	86人	
	利用時間(月)	827時間	864時間	903時間	
地域活動支援センター事業	実施箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
	利用者数(月)	69人	77人	86人	
任意事業	更生訓練費支給事業	利用者数(年)	1人	1人	1人
	日中一時支援事業	利用者数(月)	1人	1人	1人
	声の広報等発行事業				
	声の市議会だより	利用者数 (1回あたり)	14人	14人	14人
	声の広報		12人	12人	12人
	声のあなたとわたし		8人	8人	8人
	声の教育広報		9人	9人	9人

サービス名		単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
任意 事業	重度心身障害者(児) 訪問入浴サービス事業	利用者数(月)	2人	2人	2人
	重度身体障害児入浴サービス事業		1人	1人	1人
	自動車運転教習助成事業	利用件数(年)	1件	1件	1件
	自動車改造費助成事業		1件	1件	1件

第7章 計画の推進

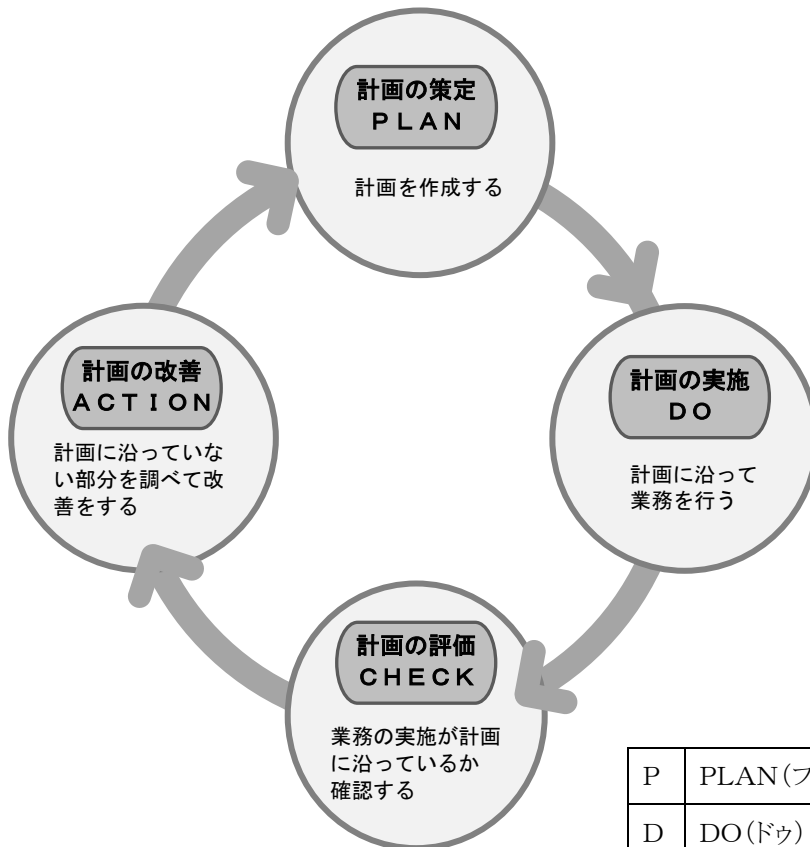
1 計画推進の体制

本計画を効果的・効率的に推進していくため、福祉・保健・医療分野を中心に全庁的な協力体制を確保しつつ、市民、事業者との連携・協働のもと、全力で取組を進めます。

また、「福生市地域自立支援協議会」とも連携を図り、市内の障害福祉に関する課題とニーズの把握や協議を行いながら推進します。

2 計画の進行管理

本計画の円滑・着実な実行のために、毎年「福生市地域福祉推進委員会」へ推進状況を報告して意見をいただくとともに、「福生市地域自立支援協議会」において計画全体の進行管理や評価を適切に行い、その結果を次期計画に反映して、施策等の一層の充実に努めていきます。



PDCAサイクル

P	PLAN(プラン)	具体的な施策など
D	DO(ドゥ)	実行
C	CHECK(チェック)	点検・評価
A	ACTION(アクション)	改善

第8章 附属資料

1 用語解説

【あ行】

■インクルーシブ

「包括的な」「包み込む」という意味の言葉。あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという意味で使われる。

■SPコード（音声コード）

文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用のコード読み取り機を使い、記録されている情報を音声で聞くことができる。「バーコード」が縦の1方向に情報を持つのに対して、縦と横の2方向に情報を持っており、情報密度が高く日本語の記録も可能となっている。

【か行】

■機能訓練

医療的なりハビリテーションを終了した人を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用して実施する訓練

■救急医療情報キット

救急医療情報カードにかかりつけ医や持病、服薬などの医療情報や、緊急時の連絡先を専門の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるもの

■グループホーム

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等による支援を受けながら少人数で共同して、地域社会に溶け込んで生活する形態

■ケアマネジメント

障害者（児）とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術

■高次脳機能障害

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

■合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害者に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

【さ行】

■児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含む全ての児童の福祉を支援する法律。児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められた。

■障害者基本法

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障害者施策を総合的・計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とした法律（平成5年施行）

■障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。

■障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障害者を対象に、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関

■障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、「障害者基本法」の基本的理念にのっとり、福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続、地域生活支援事業、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律（平成 18 年施行）

■障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を改正したもの。障害者の範囲に難病等を追加、地域生活支援事業の追加、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが行われた（平成 25 年・26 年施行）。

■自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービスの一つで、身体障害者向けの「機能訓練」と、知的、精神障害者を想定した「生活訓練」とに分かれる。

■自立支援協議会

地域における障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの

■成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等）の生命、身体、自由、財産等の権利を保護するための民法上の制度。自らの意思で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、補佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」がある。

【た行】

■地域活動支援センター

障害者等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型がある。

■地域生活支援事業

障害福祉サービス（全国共通のサービス）等とは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含む。

■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。

■通級指導学級

小・中学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態

■デイジー（DAISY）

Digital Accessible Information System の略で「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書国際標準規格。視覚障害等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために開発された。音声のみの音声デイジーと、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデイジーがある。デイジーを聞くためには、専用の再生機または、専用の再生ソフトウェアをインストールしたパソコンが必要

■TCN

福生市、青梅市、羽村市をサービスエリアとするケーブルテレビ局のこと。

■特別支援学級

小・中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために置かれた学級。平成19年4月より従来の特殊学級から名称が変更された。

■特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援する。その視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

■特別支援教室

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、教員が巡回して発達障害教育を実施するもので、福生市では平成 29 年度から全小学校で実施している。

【な行】

■難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、希少な疾病であって長期の療養を必要とする病気のことをいう。経過が慢性的で医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

■ネットワーク

各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

■ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、障害者も健常者も、全ての人が個人の尊厳を重んじられ、地域社会の中でごく普通に生活できること。また、そうしようとする考え方のこと。

【は行】

■発達障害

脳機能の障害により、心身の成長発達の途上で何らかの偏りや遅れなどがあらわれる状態を指す。平成 17 年に施行された発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

■バリアフリー

「障害者等が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。「心のバリアフリー」は、そのバリアフリーを心理的な面において行うことで、「人々の意識にある『障害』や、障害者（高齢者、外国人等）に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因するバリア（障壁）を取り除くこと」を意味する。

■PDCAサイクル

Plan/Do/Check/Action の頭文字を取ったもので、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

■福祉的就労

障害等の理由により一般企業等で働くことが困難な障害者に対し、障害福祉サービスとして就労すること。

■福祉バス

高齢者や障害者等が、市内福祉施設等をより利用しやすくするために運行するバス。利用するには利用登録証が必要

■ヘルプカード

何か困ったときに「手を貸してください」「〇〇してください」と自分から言えない場合、あるいは発作などで動けなくなった場合等に役立つカード。障害者や持病のある人の名前、緊急連絡先、発作の際の対応の仕方等お願いしたいことをあらかじめ書いて身につけて利用するもの。

■ヘルプバンドナ

災害時等に要援護者となることが想定される障害者が、避難所等においてどのような援護が必要なのか一目で分かるよう、四隅に異なる援護内容に対応した文字とマークを印字しているバンドナ。腕に巻いたり、肩から掛けたり、カバンに縛っておくなどして使用する。

■ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している患者、内部障害や難病の患者、精神障害、知的障害又は妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮が必要なることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された東京都によるマーク

■法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、従業員 50 人以上の事業主に雇用が義務付けられている、雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合（現在、精神障害者の雇用義務はないが、雇用率の算定時には障害者数に参入することができる。）国、地方公共団体等は 2.3%、民間企業は 2.0%と定められている。平成 30 年 4 月より、国、地方公共団体等は 2.5%、民間企業は 2.2%に引き上げられる予定

【や行】

■優先調達法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等の公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律（平成 25 年施行）。

■ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

【ら行】

■ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

■療育

心身障害児について、早期に適切な治療等を行い、障害の軽減を図りながら育成することをいう。「治療」と「育成」、「教育」等を合わせて作られた言葉

2 福生市地域福祉推進委員会条例

平成 16 年 3 月 30 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 市民の福祉向上を図るとともに、すべての市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動への参加機会が得られるよう、地域福祉を推進するため、福生市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市民の福祉向上と地域福祉の着実な推進を図るため、高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉その他地域福祉推進に必要な事項について調査、審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、22 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者に対し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 福祉保健関係機関の代表 10 人以内
- (3) 医療関係機関の代表 4 人以内
- (4) ボランティア団体の代表 2 人以内
- (5) 公募による市民の代表 4 人以内
- (6) 社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表 1 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

一部改正〔平成21年条例31号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則 (平成21年12月21日条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

3 福生市地域福祉推進委員会委員名簿


選出区分	氏名	所属団体名等	備考
学識経験者	萬沢 明	一般社団法人多摩福祉サポート	◎
福祉保健関係機関の代表	小林 歌子	福生市老人クラブ連合会	
	佐々木 和仁	社会福祉法人福陽会(第2サンシャインビル)	
	諏訪 潤	社会福祉法人あすはの会(福生学園)	
	板寺 正行	福生市民生委員・児童委員協議会	○
	徳田 稔	福生市手をつなぐ親の会	
	島田 雅由	福生市身体障害者福祉協会	
	平野 千恵子	福生市保育協議会	
	杉本 芳江	社会福祉法人福生ひまわり会(麦わら帽子)	
	森田 哲哉	福生市町会長協議会	
	小林 啓子	西多摩保健所(地域保健推進担当課長)	
医療関係機関の代表	西村 曜	一般社団法人福生市医師会	
	波多野 嗣久	一般社団法人福生市医師会	
	三井田 章	福生市歯科医師会	
	大戸 規彰	福生市薬剤師会	
ボランティア団体の代表	土谷 利美	ふっさボランティア・市民活動センター	
	前 里恵	ふっさボランティア・市民活動センター	
公募による市民の代表	佐藤 豊	公募	
	志賀 義幸	公募	
	濱中 供子	公募	
	半澤 比呂美	公募	
社会福祉協議会の代表	高野 雅史	社会福祉法人福生市社会福祉協議会	

(◎：会長、○：副会長、選出区分別、敬称略)

4 計画策定までの経過

年月日	事項	内容
令和2年 5月28日	第1回福生市 地域福祉推進委員会 【書面開催】	諮問 (1)令和2年度地域福祉推進委員会スケジュール(案)について (2)高齢者・障害者生活実態調査報告書について
令和2年 7月29日	第2回福生市 地域福祉推進委員会 【書面開催】	(1)第5期福生市地域福祉計画の令和元年度進捗状況について (2)第3期福生市バリアフリー推進計画の令和元年度進捗状況について (3)福生市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の令和元年度進捗状況について (4)福生市介護保険事業計画(第7期)の令和元年度進捗状況について
令和2年 9月30日	第3回福生市 地域福祉推進委員会	(1)第6期福生市地域福祉計画目次構成案ほかについて (2)第4期福生市バリアフリー推進計画目次構成案ほかについて (3)福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画【案】について (4)福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)【案】について
令和2年 10月20日	第4回福生市 地域福祉推進委員会	(1)第6期福生市地域福祉計画(素案)について (2)福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(素案)について (3)福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)(素案)について
令和2年 11月11日	第5回福生市 地域福祉推進委員会 【予定】	中間答申
令和3年 1月5日～25日		計画案への市民意見の募集(パブリックコメント)
令和3年 1月26日	第6回福生市 地域福祉推進委員会 【予定】	
令和3年 2月8日	第7回福生市 地域福祉推進委員会 【予定】	答申

5 諮問書及び答申書（写し）



福福社発第 57 号
平成 29 年 5 月 17 日

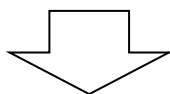
福生市地域福祉推進委員会
会長 萬 沢 明


[Redacted Box: 差替えを
ご提供ください]

加 藤 育 男
障害者計画

福生市介護保険事業計画
・第 5 期障害福祉計画

現行の福生市介護保険事業計画（第 6 期）及び福生市障害者計画・第 4 期障害福祉計画を見直し、平成 30 年度を初年度とする福生市介護保険事業計画（第 7 期）及び福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画を策定するに当たり、計画の基本的な考え方、内容等について、貴推進委員会の御意見を賜りたく、諮問いたします。





平成30年 2 月 14 日

福生市長 加 藤 育 男 様

[Redacted Box: 差替えを
ご提供ください]

福祉推進委員会
会長 萬 沢 明

福生市介護保険事業計画
福祉計画・第 1 期障害児福祉計画

第 5 期障害福祉計画

本委員会は、平成 29 年 5 月 17 日付け福福社発第 57 号をもって諮問された、福生市介護保険事業計画（第 7 期）及び福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の策定について、その基本的な考え方、内容等を審議した結果、意見がまとまりましたので、別紙のとおり答申します。

福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
— 令和3年度～令和5年度 —

令和2年11月 中間答申案

発行 福生市

編集 福生市福祉保健部障害福祉課・社会福祉課

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511（代表）



この冊子は再生紙を使用しています。